

令和2年度  
身体拘束実態調査結果

[調査対象期間 令和2年11月1日～30日]

令和3年6月  
岩手県保健福祉部長寿社会課

# 目次

<b>I 施設の概況等</b>	
1 調査施設種別と「施設状況及び身体拘束実態調査（様式1）」への回答数	1
2 職員配置状況（常勤換算数）	1
3 職員の身体拘束廃止関連研修受講状況（全施設）	1
<b>II 身体拘束の状況等</b>	
1 身体拘束に対する施設の基本的方針	2
2 身体拘束廃止の取組状況	4
3 身体拘束の実施状況（R2.11.1～R2.11.30）	7
<b>III 身体拘束実施対象者の状況</b>	
1 有効回答数	8
2 身体拘束を受けている者の男女の割合	8
3 年齢別構成比	8
4 要介護度別構成比	10
5 障がい高齢者日常生活自立度別構成比	11
6 認知症高齢者日常生活自立度別構成比	12
7 医療行為の状況	13
8 身体拘束の具体的な行為	14
9 一日あたり身体拘束時間及び一月あたり身体拘束日数	16
10 身体拘束実施手続きの遵守状況及びケアプラン上の位置づけ	17
11 身体拘束廃止の見通し	18
<b>IV 施設長等管理者意識調査</b>	
1 調査施設種別と回答数	19
2 身体拘束廃止取組の進捗状況	19
3 身体拘束廃止への課題、障害となる理由	20
4 管理者の取組状況	21
5 身体拘束を行うことによる弊害	22
6 拘束可能性による入所拒否事例の有無	23
7 管理者の「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省発行）の認知度	23
8 職員の「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省発行）の認知度	24
9 身体拘束の廃止・縮減に向けた独自宣言等の取り組み	24
10 「身体拘束廃止いわて宣言」の認知度	24
11 入所時における身体拘束廃止の説明	25
<b>身体拘束の廃止に関する意見</b>	26

○本調査の調査票は、「施設状況及び身体拘束実態調査（様式1）」、「身体拘束実施対象者一覧表（別紙）」、「施設長等管理者意識調査（様式2）」により構成され、各調査の結果については、下記のとおりまとめています。

様式1 調査結果・・・「I 施設の概況等」及び「II 身体拘束の状況等」（P1～7）  
別紙 調査結果・・・「III 身体拘束実施対象者の状況」（P8～18）  
様式2 調査結果・・・「IV 施設長等管理者意識調査」（P19～25）

※様式1中「身体拘束の廃止に関するご意見」についてはP26に記載しています。

I

施設の概況等

### 1 調査施設種別と「施設状況及び身体拘束実態調査(様式1)」への回答数

施設区分		対象施設数	回答数	回答率
施設・居住系事業所等	介護老人福祉施設(従来型)	122	100	61
	介護老人福祉施設(ユニット型)			39
	介護老人保健施設	67	49	73.1%
	介護療養型医療施設	8	6	75.0%
	介護医療院	2	2	100.0%
	地域密着型介護老人福祉施設	61	46	75.4%
	短期入所生活介護事業所・短期入所療養介護事業所	45	21	46.7%
	認知症対応型共同生活介護事業所	207	137	66.2%
	特定施設入居者生活介護事業所	33	20	60.6%
	小規模多機能型居宅介護事業所	85	63	74.1%
	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	7	3	42.9%
	有料老人ホーム	170	90	52.9%
	サービス付き高齢者向け住宅	92	58	63.0%
	小計	899	595	66.2%
通所介護事業所	330	134	40.6%	
全体		1,229	729	59.3%

(単位：箇所)

### 2 職員配置状況(常勤換算数)

#### (1)施設・居住系事業所等(回答のあった全595施設)

(単位：人)

従事者区分	常勤専任		常勤兼務		夜勤者数	
	総数	1施設あたり	総数	1施設あたり	総数	1施設あたり
医師	45	0.08	49	0.08	1,165	1.96
看護職員	1,093	1.84	314	0.53		
介護職員	7,265	12.21	1,430	2.40		
PT・OT・ST(※)	157	0.26	86	0.14		
計画担当介護支援専門員	204	0.34	227	0.38		

※ PT・OT・ST：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

#### (2)通所介護事業所(回答のあった全134施設)

(単位：人)

従事者区分	常勤専任		常勤兼務	
	総数	1施設あたり	総数	1施設あたり
看護職員	78	0.58	145	1.08
介護職員	546	4.07	296	2.21
PT・OT・ST(※)	15	0.11	8	0.06

※ PT・OT・ST：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

### 3 職員の身体拘束廃止関連研修受講状況(全施設)

(単位：人)

	R2			R1		
	管理者	介護職員 看護職員	合計	管理者	直接処 遇職員	合計
施設従業員数	750	12,168	12,918	797	13,229	14,026
身体拘束廃止関連研修受講者数(※)	548	8,494	9,042	493	7,812	8,305
受講率	73.1%	69.8%	70.0%	61.9%	59.1%	59.2%
(※)のうち、施設内研修受講者数	521	8,331	8,852	487	8,198	8,685
受講率	69.5%	68.5%	68.5%	61.1%	62.0%	61.9%

身体拘束廃止に関連する研修の受講率は全体で70.0%であった。  
施設内研修については全体で68.5%と昨年(61.9%)よりも増加しており、  
今後も積極的な参加が望まれる。

Ⅱ

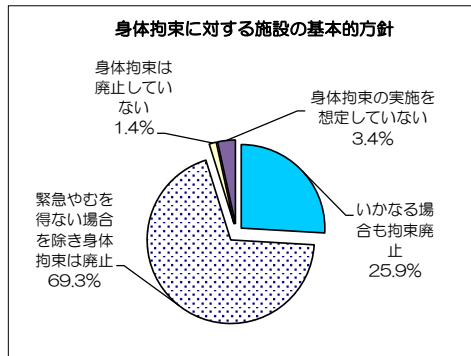
身体拘束の状況等

# 1 身体拘束に対する施設の基本的方針

## (1) 身体拘束に対する施設の基本的方針

(単位：箇所)

回答区分	特養(従来型)	特養(ユニット型)	老健	療養型	介護医療院	地域密着型特養	ショート生活・ショート療養	グループホーム	特定施設入居者生活介護	小規模多機能型	地域密着特定施設	有料老人ホーム	サ高住	小計	通所介護	全施設
1. 常に廃止	9 14.8%	2 5.1%	11 22.4%	0 0.0%	0 0.0%	3 6.5%	9 42.9%	33 24.1%	2 10.0%	23 36.5%	2 66.7%	27 30.0%	18 31.0%	139 23.4%	50 37.3%	189 25.9%
2. 緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は廃止	51 83.6%	37 94.9%	36 73.5%	5 83.3%	2 100.0%	41 89.1%	12 57.1%	102 74.5%	18 90.0%	39 61.9%	1 33.3%	57 63.3%	31 53.4%	432 72.6%	73 54.5%	505 69.3%
3. 身体拘束は廃止していない	1 1.6%	0 0.0%	2 4.1%	1 16.7%	0 0.0%	1 2.2%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.1%	1 1.7%	8 1.3%	2 1.5%	10 1.4%
4. 身体拘束の実施自体を想定しておらず、身体拘束に係る方針等を定めていない	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.2%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	5 5.6%	8 13.8%	16 2.7%	9 6.7%	25 3.4%
合計	61	39	49	6	2	46	21	137	20	63	3	90	58	595	134	729



694施設（95.2%）で、原則として身体拘束は廃止としている。

## (2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の方針 ※(1)で「2. 緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は廃止」と回答した505施設のみ対象(無

(単位：箇所)

回答区分	特養(従来型)	特養(ユニット型)	老健	療養型	介護医療院	地域密着型特養	ショート生活・ショート療養	グループホーム	特定施設入居者生活介護	小規模多機能型	地域密着特定施設	有料老人ホーム	サ高住	小計	通所介護	全施設
1. 緊急三要件を満たし、家族の同意、施設内の承認※がある時のみ行う	47 92.2%	35 94.6%	35 97.2%	3 60.0%	2 100.0%	34 82.9%	7 58.3%	89 87.3%	17 94.4%	26 66.7%	0 0.0%	41 71.9%	21 67.7%	357 82.6%	57 78.1%	414 82.0%
2. 家族の同意、施設内の承認※がある時のみ行う	4 7.8%	2 5.4%	1 2.8%	1 20.0%	0 0.0%	5 12.2%	4 33.3%	11 10.8%	1 5.6%	9 23.1%	0 0.0%	14 24.6%	7 22.6%	59 13.7%	5 6.8%	64 12.7%
3. 家族の同意がある時のみ行う	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%	2 2.0%	0 0.0%	4 10.3%	1 100.0%	2 3.5%	3 9.7%	14 3.2%	8 11.0%	22 4.4%
4. 施設内の承認※がある時のみ行う	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	1 0.2%
5. 家族の同意、施設内の承認※の有無に関わらず行う	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.7%	2 0.4%
6. その他の方針	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	1 1.4%	2 0.4%
合計	51	37	36	5	2	41	12	102	18	39	1	57	31	432	73	505

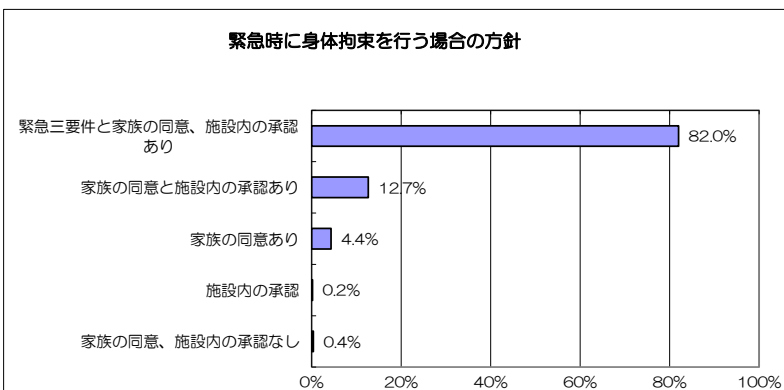
※承認者・・・施設長、医師等

### 「5. 家族の同意及び施設の承認の有無にかかわらず行う」場合の具体的な内容

- ・利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。

### 「6. その他の方針」の具体的な内容(主なもの)

- ・当施設の基本指針・方針において該当の場合、一定の手続きを経た上で拘束を開始している。
- ・感染症（COVID-19）対策のため、行動制限をする場合もある。
- ・家族の同意及び事業所とケアマネの承認を得ているとき。



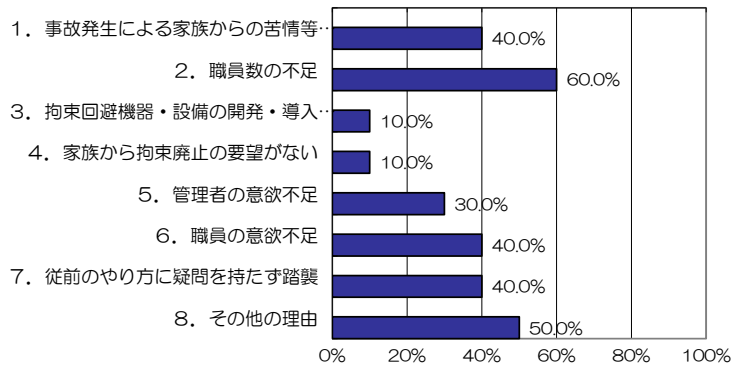
「家族の同意と施設内の承認あり」が478施設（94.7%）であり、うち、「緊急三要件」を満たしているのが414施設（82.0%）となっている。

(3) 身体拘束の廃止が困難な理由(複数回答) ※(1)で「3. 身体拘束は廃止していない」と回答した10施設のみ対象

(単位:箇所)

回答区分	特養(従来型)	特養(ユニット型)	老健	療養型	介護医療院	地域密着型特養	ショート生活・ショート療養	グループホーム	特定施設入居者生活介護	小規模多機能	地域密着特定施設	有料老人ホーム	サ高住	小計	通所介護	全施設
1. 事故発生による家族からの苦情等が心配	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
2. 職員数の不足	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	5	1	6
3. 拘束回避機器・設備の開発・導入の遅れ	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
4. 家族から拘束廃止の要望がない	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
5. 管理者の意欲不足	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	3
6. 職員の意欲不足	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	4
7. 従前のやり方に疑問を持たず踏襲	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3	1	4
8. その他の理由	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	4	1	5

身体拘束の廃止が困難な理由(複数回答)



身体拘束の廃止が困難な理由として、「職員数の不足」と回答した事業所が6割と多かった。

「8. その他の理由」の主な内容

- ・前施設において、車椅子離床時、腰部ベルトを使用していた。家族は、転倒シケガをするよりも使用した方が良いと話されている。
- ・職員は身体拘束を廃止したいが家族が身体拘束(つなぎ着用)を望んでおり廃止できていない。
- ・経管栄養チューブ等抜去の場合は、健康負担が大きいため。
- ・廃止のタイミングが分からない、事故発生が怖い。
- ・経管栄養チューブ抜去、全身の掻き傷、弄便等の常時見守りができないため。

(4) 廃止に向けて考えられる取組や必要な支援等 ※(1)で「3. 身体拘束は廃止していない」と回答した10施設のみ対象

- ・職員配置の検討、腰部ベルトを使用しなくても良い車椅子の選定。介助方法の確認と見直し。
- ・経管栄養注入中に見守りが出来る人員の確保。
- ・事故抜去後の対応に関わる人員の確保。
- ・365日医師が対応出来る体制。
- ・経管栄養の良い点・考えられるリスクなど家族への十分な説明と了解。

## 2 身体拘束廃止の取組状況

### (1) 身体拘束適正化の推進に係る措置の実施状況

※介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設

入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護が回答対象（回答数363施設）

※無回答は「未実施」として集計

※平成30年度介護報酬改定に伴い定められた身体拘束適正化の推進に係る措置

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④介護職員その他の従事者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

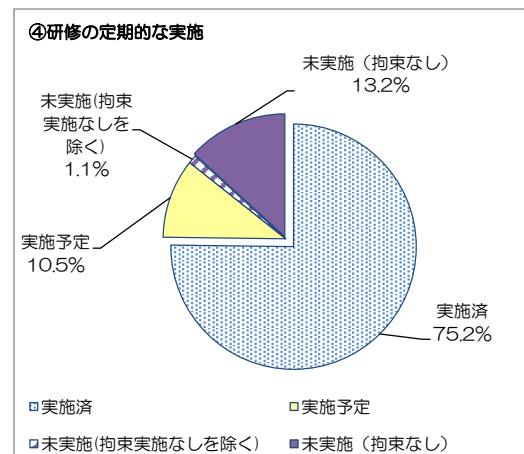
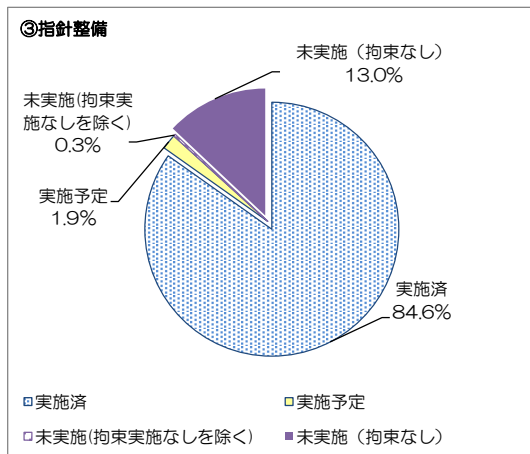
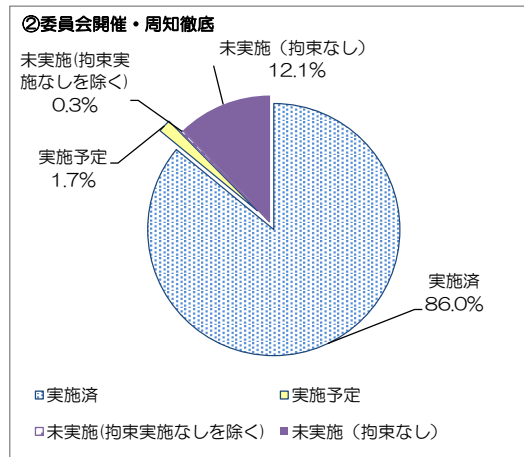
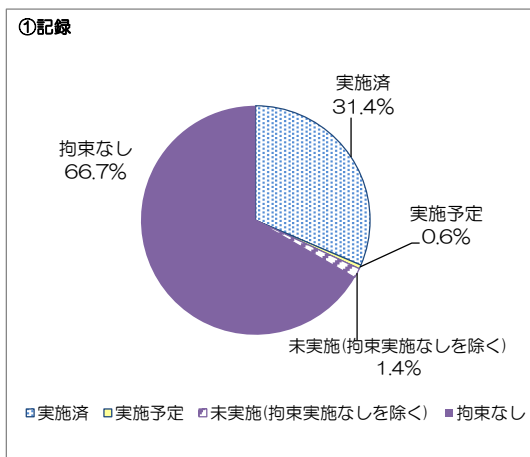
(単位:箇所)

回答区分		特養(従来型)	特養(ユニット型)	老健	療養型	介護医療院	地域密着型特養	ショート生活・ショート療養	グループホーム	特定施設入居者生活介護	小規模多機能型	地域密着特定施設	有料老人ホーム	サ高住	小計	通所介護	全施設
①心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	実施済	33	21	22	4	2	14	-	13	4	-	1	-	-	114	-	114
	実施予定	0	0	1	0	0	0	-	1	0	-	0	-	-	2	-	2
	未実施	0	0	0	0	0	1	-	4	0	-	0	-	-	5	-	5
	拘束なし	28	18	26	2	0	31	-	119	16	-	2	-	-	242	-	242
②委員会開催・周知徹底(3月に1回以上)	実施済	53	37	45	5	2	39	-	113	16	-	2	-	-	312	-	312
	実施予定	2	2	0	1	0	0	-	1	0	-	0	-	-	6	-	6
	未実施	6	0	4	0	0	7	-	23	4	-	1	-	-	45	-	45
③適正化のための指針整備	実施済	52	38	43	6	2	38	-	110	16	-	2	-	-	307	-	307
	実施予定	1	0	2	0	0	1	-	3	0	-	0	-	-	7	-	7
	未実施	8	1	4	0	0	7	-	24	4	-	1	-	-	49	-	49
④研修の定期的な実施	実施済	46	36	39	5	2	31	-	98	14	-	2	-	-	273	-	273
	実施予定	8	3	4	0	0	8	-	13	2	-	0	-	-	38	-	38
	未実施	7	0	6	1	0	7	-	26	4	-	1	-	-	52	-	52
回答施設数		61	39	49	6	2	46	-	137	20	-	3	-	-	363	-	363

※②未実施の45施設のうち身体拘束実施は0施設

※③未実施の49施設のうち身体拘束実施は1施設

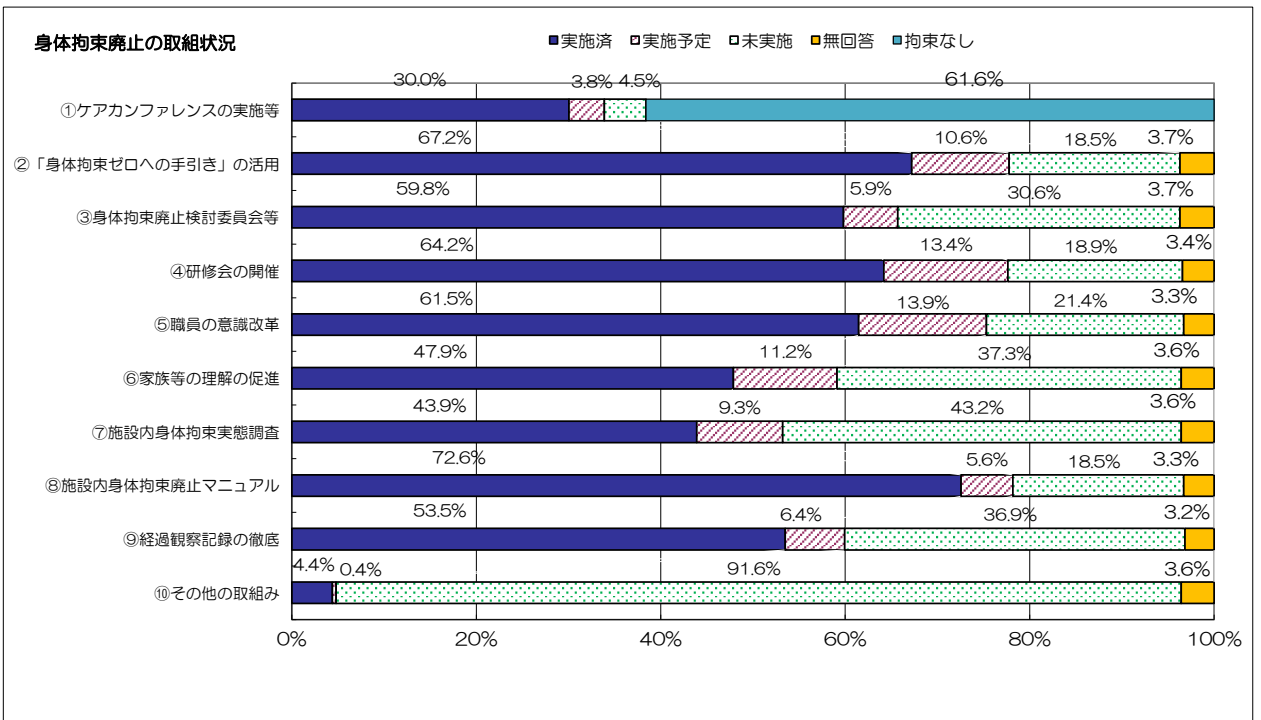
※④未実施の52施設のうち身体拘束実施は3施設





(2)身体拘束廃止の取組状況(※全729施設回答)

回答区分		特養(従来型)	特養(ユニット型)	老健	療養型	介護医療院	地域密着型特養	ショート生活・ショート療養	グループホーム	特定施設入居者生活介護	小規模多機能型	地域密着特定施設	有料老人ホーム	サ高住	小計	通所介護	全施設
①ケアカンファレンスの実施や個別改善計画の作成等	実施済	32	20	23	4	2	13	2	27	5	19	1	39	9	196	23	219
	実施予定	0	0	2	0	0	2	1	1	0	2	0	4	13	25	3	28
	未実施	1	1	0	0	0	1	1	2	0	6	0	8	2	22	11	33
	拘束なし	28	18	24	2	0	30	17	107	15	36	2	39	34	352	97	449
②「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省作成)の活用	実施済	54	37	43	3	2	33	17	97	17	40	2	55	23	423	67	490
	実施予定	1	1	3	2	0	6	1	12	0	10	0	10	12	58	19	77
	未実施	6	1	3	1	0	6	3	25	3	12	1	20	15	96	39	135
	無回答	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	0	5	8	18	9	27
③身体拘束廃止検討委員会等の設置・開催	実施済	56	37	45	6	2	39	8	112	17	37	1	28	10	398	38	436
	実施予定	1	1	1	0	0	0	4	3	0	4	0	11	4	29	14	43
	未実施	4	1	3	0	0	6	9	21	3	21	2	46	35	151	72	223
	無回答	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	5	9	17	10	27
④研修会の開催	実施済	49	35	39	5	2	33	11	101	16	40	2	37	22	392	76	468
	実施予定	8	3	6	1	0	5	7	18	1	15	0	8	4	76	22	98
	未実施	4	1	4	0	0	7	3	17	3	7	1	40	24	111	27	138
	無回答	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	5	8	16	9	25
⑤職員の意識改革(勉強会の開催等)	実施済	44	34	36	5	2	35	12	99	15	39	2	37	17	377	71	448
	実施予定	9	3	8	1	0	2	5	15	1	13	0	9	9	75	26	101
	未実施	8	2	5	0	0	8	4	22	4	10	1	39	24	127	29	156
	無回答	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	5	8	16	8	24
⑥家族等の理解の促進	実施済	43	31	36	4	1	23	8	76	16	21	0	45	13	317	32	349
	実施予定	4	4	6	1	0	7	4	14	0	13	0	6	6	65	17	82
	未実施	14	4	7	1	1	15	9	46	4	27	3	34	31	196	76	272
	無回答	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	5	8	17	9	26
⑦施設内身体拘束実態調査の実施	実施済	44	33	40	4	1	26	5	78	11	24	0	20	9	295	25	320
	実施予定	6	2	0	1	0	4	3	11	0	9	0	11	6	53	15	68
	未実施	11	4	9	1	1	15	13	46	9	29	3	54	34	229	86	315
	無回答	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	5	9	18	8	26
⑧施設内身体拘束廃止マニュアルの作成等	実施済	50	33	45	6	2	35	12	110	16	45	0	59	27	440	89	529
	実施予定	6	4	1	0	0	3	1	6	1	6	0	3	3	34	7	41
	未実施	5	2	3	0	0	7	8	20	3	11	3	23	21	106	29	135
	無回答	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	5	7	15	9	24
⑨経過観察記録の徹底	実施済	47	34	40	6	2	33	7	73	12	33	1	48	12	348	42	390
	実施予定	4	2	1	0	0	1	0	8	0	6	0	4	4	30	17	47
	未実施	10	3	8	0	0	11	14	56	8	23	2	33	34	202	67	269
	無回答	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	5	8	15	8	23
⑩その他の取組み	実施済	5	7	6	0	0	1	1	5	3	0	0	2	0	30	2	32
	実施予定	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	未実施	55	32	42	6	2	43	20	130	17	62	3	83	50	545	123	668
	無回答	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	5	8	17	9	26



## 「10. その他の取組み」の主な内容

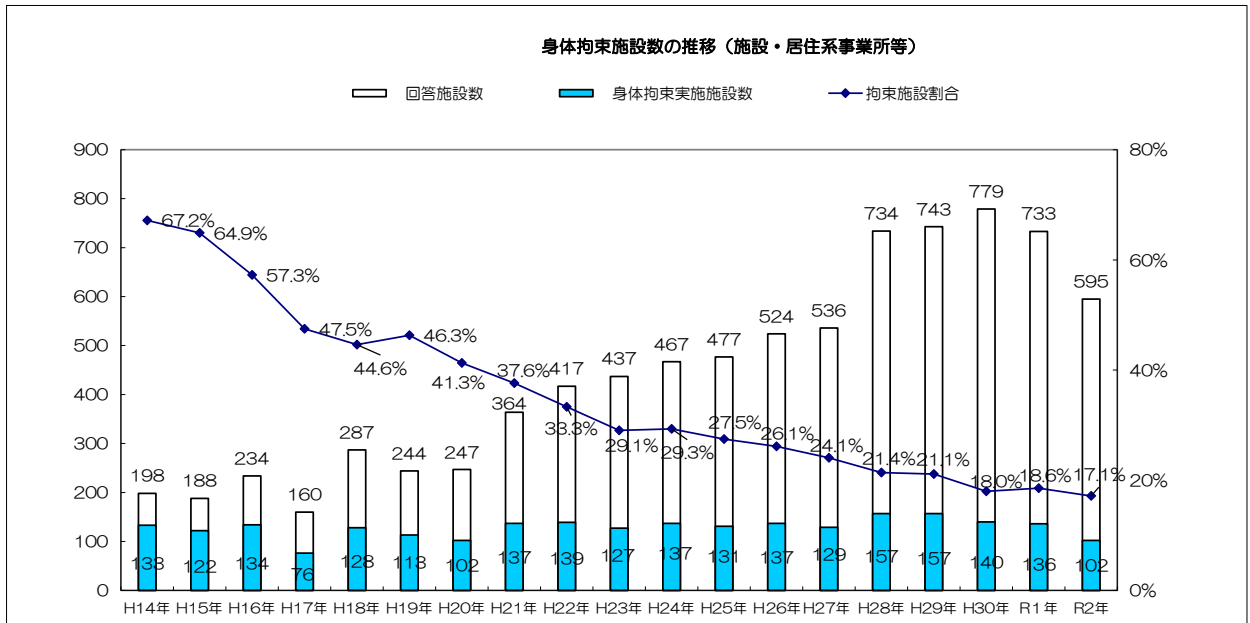
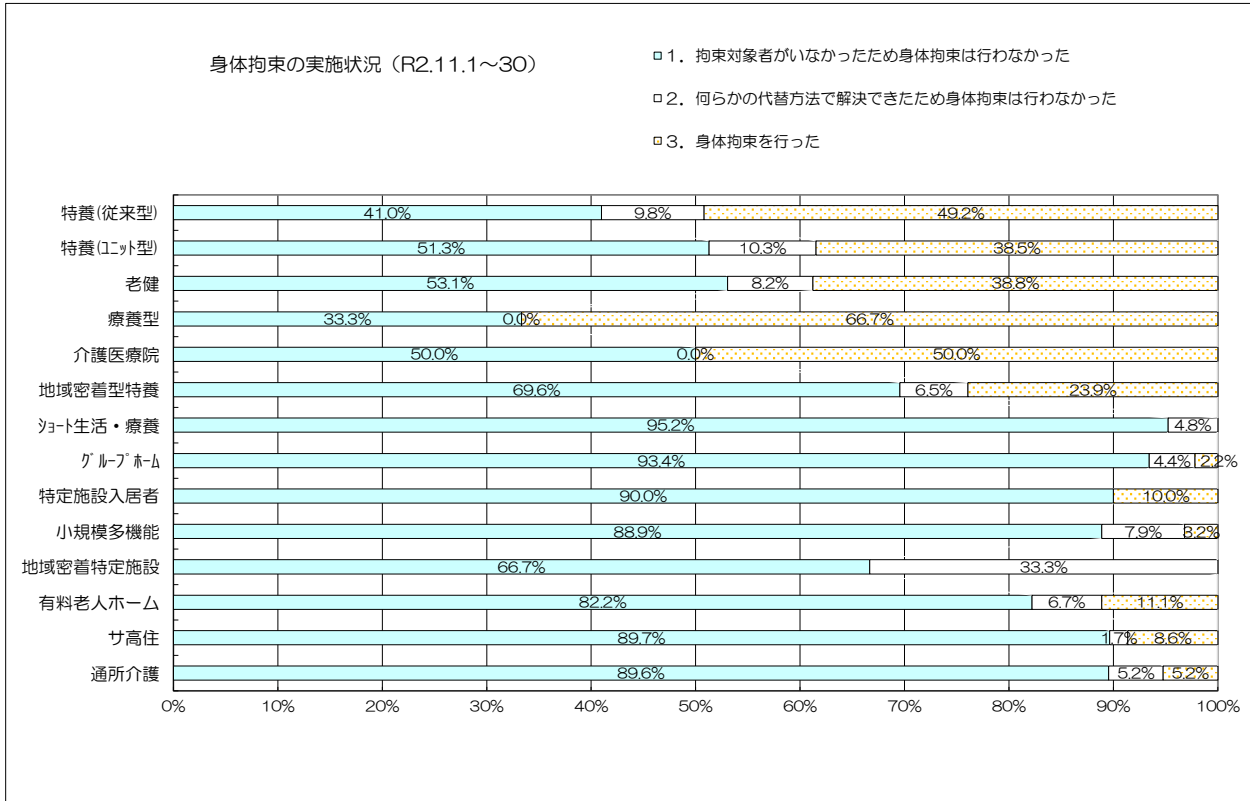
---

- 定期的に職員に権利擁護に関するアンケートを実施し、職員の業務への悩み解決や内部研修の参考とした。
  - 身体拘束適正化対策委員会を毎月又は必要に応じて検討を行い、解除に向けて各部署で協議している。
  - ①職員間のヒヤリ・ハット報告による情報共有。②研修会の不参加者への会議録回覧。
  - 権利擁護推進員による身体拘束廃止に向けての取り組み実践や啓発活動を個々に計画できるように検討している。
  - 介護ロボット（見守りセンサー）の導入。
  - 独自の廃止宣言を行っている。
  - 経過観察記録の徹底について委員会等で検討し議事録として記録しています
  - 定期的に権利擁護に関する支援目標を設定し、職員一人ひとりがよりよい支援ができるように行った。
  - 他法人での例を挙げ、身体拘束の実態を周知している。
  - ①身体拘束疑似体験（R2.10実施）②施設の身体拘束廃止の指針の確認研修（R2.8実施）。
  - ①職員間のヒヤリ・ハット報告による情報共有。②研修会の不参加者への会議録回覧。
  - 入居者の状態を観察し、1日の中で拘束廃止に取り組んでいる。（職員の見守りができる時はミトンを外す。）
  - 計画期間内であっても身体拘束を行わずに様子を見て、1カ月経過で来た時には拘束廃止としている。
  - 経過観察記録の徹底についてマニュアル内にて周知している。
  - 定期的に岩手県高齢者権利擁護推進員養成研修に職員を派遣している。
  - 同法人内、他施設との情報交換。
  - 他事業所からの情報収集。
  - 身体拘束委員会（3か月1回）、身体拘束に関する研修会（年2回）実施している。
  - 身体拘束廃止委員会で作成し啓発している。（3原則、3ロック、緊急やむを得ない身体拘束等）
  - 看護・介護職員全員より身体拘束廃止へのアンケートをとり、身体拘束ゼロへの意識調査を確認した。
  - 事故防止対策委員会開催時に身体拘束に係る研修（施設内研修）を行っている。
  - ICTの活用。（入居者の過度な見守り、職員のストレス軽減）
  - 毎月のケア会議で身体拘束が行われていないか確認継続している。
  - ①職員間のヒヤリ・ハット報告による情報共有。②研修会の不参加者への会議録回覧。
  - 2カ月に1回の身体拘束廃止委員会の開催、及び年に1回の施設内勉強会へ内容を盛り込んでいる。
  - 運営推進会議で身体拘束について知っていただく。
  - 施設内はもとより、外部での研修会参加と伝達を行い、職員間での情報共有を図り身体拘束ゼロの意識を持ち取り組んでいる。
  - 運営推進会議で身体拘束の有無を報告しています。
  - 年2回（8月、1月）身体拘束及び虐待防止自主点検を全職員に行い、施設長より身体拘束に関する研修を実施。
  - 社協のご協力を受けて近隣の4事業所合同での外部研修会を開催致しました。
  - 外部の研修に参加。
  - センサーマット使用、状況に応じてベッドの高さ調整、上履きの交換など。
  - 入所者の記録票作成を義務付けている。身体拘束の事象も前後状況を記録することとしている。
  - ①職員間のヒヤリ・ハット報告による情報共有。②研修会の不参加者への会議録回覧。
  - 身体拘束は行ってはならない、という意識で全職員が日々実践している。
-

### 3 身体拘束の実施状況(R2.11.1~R2.11.30)

(単位：箇所)

回答区分	特養(従来型)	特養(ユニット型)	老健	療養型	介護医療院	地域密着型特養	ショート生活・ショート療養	グループホーム	特定施設入居者生活介護	小規模多機能型	地域密着特定施設	有料老人ホーム	サ高住	小計	通所介護	全施設
1. 対象者がいなかったため拘束は行わなかった	25 41.0%	20 51.3%	26 53.1%	2 33.3%	1 50.0%	32 69.6%	20 95.2%	128 93.4%	18 90.0%	56 88.9%	2 66.7%	74 82.2%	52 89.7%	456 76.6%	120 89.6%	576 79.0%
2. 何らかの代替方法で解決できたため拘束は行わなかった	6 9.8%	4 10.3%	4 8.2%	0 0.0%	0 0.0%	3 6.5%	1 4.8%	6 4.4%	0 0.0%	5 7.9%	1 33.3%	6 6.7%	1 1.7%	37 6.2%	7 5.2%	44 6.0%
3. 身体拘束を行った。	30 49.2%	15 38.5%	19 38.8%	4 66.7%	1 50.0%	11 23.9%	0 0.0%	3 2.2%	2 10.0%	2 3.2%	0 0.0%	10 11.1%	5 8.6%	102 17.1%	7 5.2%	109 15.0%
4. 無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合計	61 100.0%	39 100.0%	49 100.0%	6 100.0%	2 100.0%	46 100.0%	21 100.0%	137 100.0%	20 100.0%	63 100.0%	3 100.0%	90 100.0%	58 100.0%	595 100.0%	134 100.0%	729 100.0%



通所介護を除いた施設・居住系事業所等について、調査の対象施設数が増加しているため単純比較はできないが、拘束を行っている施設の割合は減少傾向にある。

### Ⅲ

## 身体拘束実施対象者の状況

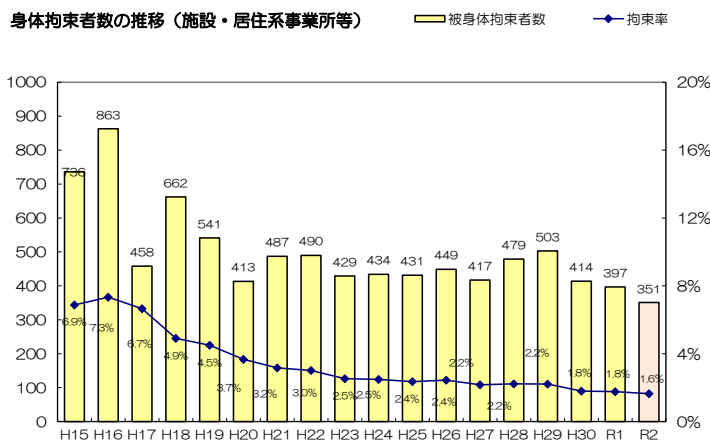
■「Ⅱ 身体拘束の状況等 3 身体拘束の実施状況 (R2.11.1~R2.11.30)」において、「身体拘束を行った」と回答のあった109施設の状況

1 有効回答数

(単位:箇所、人)

施設区分	有効回答施設数	有効回答対象者数
介護老人福祉施設(従来型)	30	90
介護老人福祉施設(ユニット型)	15	59
介護老人保健施設	19	66
介護療養型医療施設	4	30
介護医療院	1	7
地域密着型介護老人福祉施設	11	29
短期入所生活介護事業所・短期入所療養介護事業所	0	0
認知症対応型共同生活介護事業所	3	4
特定施設入居者生活介護事業所	2	3
小規模多機能型居宅介護事業所	2	2
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	0	0
有料老人ホーム	10	43
サービス付き高齢者向け住宅	5	8
小計	102	341
通所介護事業所	7	10
全施設	109	351

身体拘束者数の推移(施設・居住系事業所等)



施設・居住系事業所等における利用者全体に対する被身体拘束者の割合は年々減少の傾向にある。  
 なお、今回から調査対象とした通所介護事業所の拘束率(対定員数)は、0.18%であり、施設・居住系事業所等の拘束率1.6%に対して低い割合となった。

2 身体拘束を受けている者の男女の割合

(単位:人)

施設区分	男	女	合計
介護老人福祉施設(従来型)	16	74	90
	17.8%	82.2%	
介護老人福祉施設(ユニット型)	13	46	59
	22.0%	78.0%	
介護老人保健施設	26	40	66
	39.4%	60.6%	
介護療養型医療施設	9	21	30
	30.0%	70.0%	
「つち」医療工の必要があり、医師の指示に基づき身体拘束を行ったもの	4	9	13
	44.4%	42.9%	43.3%
介護医療院	1	6	7
	14.3%	85.7%	
「つち」医療工の必要があり、医師の指示に基づき身体拘束を行ったもの	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%
地域密着型介護老人福祉施設	11	18	29
	37.9%	62.1%	
短期入所生活介護事業所・短期入所療養介護事業所	0	0	0
認知症対応型共同生活介護事業所	1	3	4
	25.0%	75.0%	
特定施設入居者生活介護事業所	0	3	3
	0.0%	100.0%	
小規模多機能型居宅介護事業所	1	1	2
	50.0%	50.0%	
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0
有料老人ホーム	17	26	43
	39.5%	60.5%	
サービス付き高齢者向け住宅	1	7	8
	12.5%	87.5%	
小計	96	245	341
	28.2%	71.8%	
通所介護事業所	1	9	10
	10.0%	90.0%	
全施設	97	254	351
	27.6%	72.4%	

### 3 年齢別構成比

(1) 年齢別拘束者数

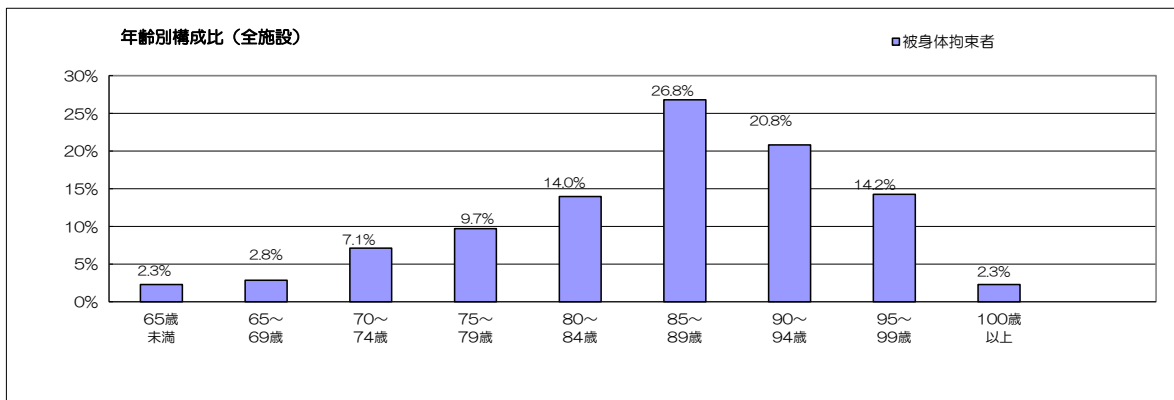
(単位：人)

	65歳未満	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	無回答	計
被身体拘束者	8	10	25	34	49	94	73	50	8	0	351

(2) 各施設利用者・被身体拘束者の年齢別様

(単位：人)

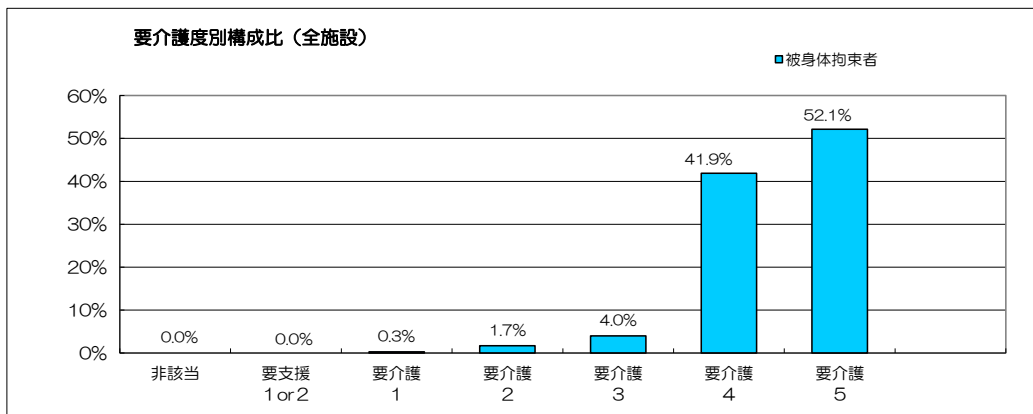
施設区分		年齢	65歳未満	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	無回答	計	平均年齢
施設・居住系事業所等	介護老人福祉施設(従来型)	被身体拘束者	2 2.2%	1 1.1%	5 5.6%	6 6.7%	11 12.2%	25 27.8%	24 26.7%	13 14.4%	3 3.3%	0 0.0%	90 100.0%	87.4
	介護老人福祉施設(12)型	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	3 5.1%	8 13.6%	5 8.5%	17 28.8%	15 25.4%	10 16.9%	1 1.7%	0 0.0%	59 100.0%	87.8
	介護老人保健施設	被身体拘束者	3 4.5%	3 4.5%	5 7.6%	8 12.1%	11 16.7%	15 22.7%	13 19.7%	8 12.1%	0 0.0%	0 0.0%	66 100.0%	83.8
	介護療養型医療施設	被身体拘束者	1 3.3%	0 0.0%	2 6.7%	4 13.3%	2 6.7%	11 36.7%	4 13.3%	4 13.3%	2 6.7%	0 0.0%	30 100.0%	86.6
	介護医療院	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 42.9%	1 14.3%	2 28.6%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	7 100.0%	88.0
	地域密着型介護老人福祉施設	被身体拘束者	2 6.9%	1 3.4%	3 10.3%	2 6.9%	2 6.9%	8 27.6%	4 13.8%	5 17.2%	2 6.9%	0 0.0%	29 100.0%	85.5
	短期入所生活介護事業所・短期入所療養介護事業所	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	-
	認知症対応型共同生活介護事業所	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%	85.8
	特定施設入居者生活介護事業所	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	88.7
	小規模多機能型居宅介護事業所	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	90.0
	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	-
	有料老人ホーム	被身体拘束者	0 0.0%	5 11.6%	5 11.6%	4 9.3%	9 20.9%	11 25.6%	5 11.6%	4 9.3%	0 0.0%	0 0.0%	43 100.0%	82.5
	サービス付き高齢者向け住宅	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	2 25.0%	2 25.0%	0 0.0%	3 37.5%	0 0.0%	0 0.0%	8 100.0%	87.9
小計	被身体拘束者	8 2.3%	10 2.9%	24 7.0%	32 9.4%	48 14.1%	92 27.0%	71 20.8%	48 14.1%	8 2.3%	0 0.0%	341 100.0%	86.7	
通所介護事業所	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	1 10.0%	2 20.0%	1 10.0%	2 20.0%	2 20.0%	2 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 100.0%	86.0	
全施設	被身体拘束者	8 2.3%	10 2.8%	25 7.1%	34 9.7%	49 14.0%	94 26.8%	73 20.8%	50 14.2%	8 2.3%	0 0.0%	351 100.0%	86.4	



#### 4 要介護度別構成比

(単位：人)

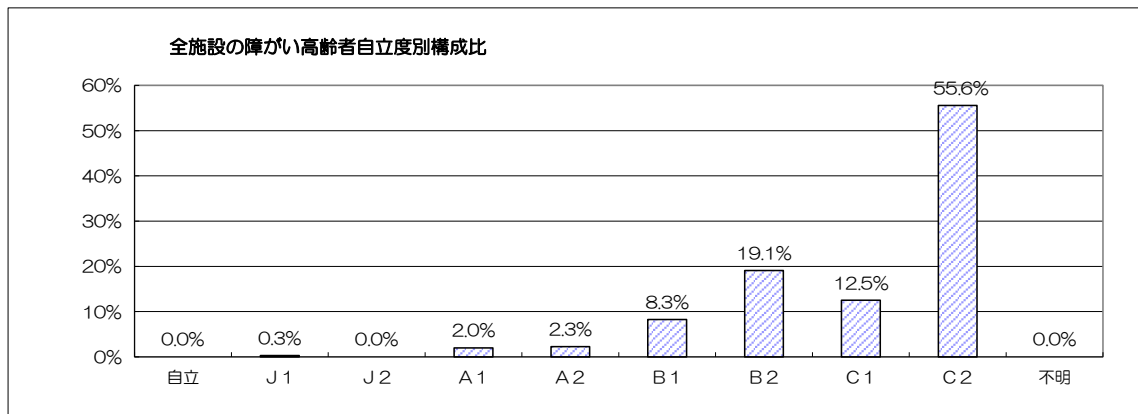
施設区分	要介護度	非該当	要支援 1or2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	無回答	計	平均 要介護度	
施設・居住系事業所等	介護老人福祉施設 (従来型)	被身体 拘束者	施設・居住系	0	0	0	0	47	43	0	90	4.48
				0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	52.2%	47.8%	0.0%	100.0%	
	介護老人福祉施設 (工外型)	被身体 拘束者		0	0	1	0	25	33	0	59	4.53
				0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	42.4%	55.9%	0.0%	100.0%	
	介護老人保健施設	被身体 拘束者		0	0	1	6	24	35	0	66	4.41
				0.0%	0.0%	1.5%	9.1%	36.4%	53.0%	0.0%	100.0%	
	介護療養型医療施設	被身体 拘束者		0	0	0	1	16	13	0	30	4.40
				0.0%	0.0%	0.0%	3.3%	53.3%	43.3%	0.0%	100.0%	
	介護医療院	被身体 拘束者		0	0	0	0	3	4	0	7	4.57
				0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	42.9%	57.1%	0.0%	100.0%	
	地域密着型介護老人 福祉施設	被身体 拘束者		0	0	0	0	9	20	0	29	4.69
				0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	31.0%	69.0%	0.0%	100.0%	
	短期入所生活介護事業所・ 短期入所療養介護事業所	被身体 拘束者		0	0	0	0	0	0	0	0	-
				0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
認知症対応型共同生活 介護事業所	被身体 拘束者		0	0	0	0	1	3	0	4	4.75	
			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%	100.0%		
特定施設入居者生活介護 事業所	被身体 拘束者		0	0	0	1	1	1	0	3	4.00	
			0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%		
小規模多機能型居宅介護 事業所	被身体 拘束者		0	0	0	0	1	1	0	2	4.50	
			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%		
地域密着型特定施設入居 者生活介護事業所	被身体 拘束者		0	0	0	0	0	0	0	0	-	
			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
有料老人ホーム	被身体 拘束者		0	0	3	1	14	25	0	43	4.42	
			0.0%	0.0%	7.0%	2.3%	32.6%	58.1%	0.0%	100.0%		
サービス付き高齢者向け 住宅	被身体 拘束者		0	0	0	1	2	5	0	8	4.50	
			0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	25.0%	62.5%	0.0%	100.0%		
小計	被身体 拘束者		0	0	5	10	143	183	0	341	4.48	
			0.0%	0.0%	10.2%	60.6%	424.1%	605.2%	0.0%	100.0%		
通所介護事業所	被虐待 拘束者		0	0	1	1	4	4	0	10	3.1	
			0%	0%	10%	10%	40%	40%	0%	100%		
全施設	被身体 拘束者		0	0	1	6	14	147	183	0	351	4.44
			0.0%	0.0%	0.3%	1.7%	4.0%	41.9%	52.1%	0.0%	100.0%	



5 障がい高齢者日常生活自立度別構成比 ※被身体拘束者のみ

(単位：人)

施設区分		障害者自立度	自立	J1	J2	A1	A2	B1	B2	C1	C2	不明	計
施設・居住系事業所等	介護老人福祉施設(従来型)	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.2%	0 0.0%	1 1.1%	18 20.0%	17 18.9%	52 57.8%	0 0.0%	90 100.0%
	介護老人福祉施設(工外型)	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.4%	7 11.9%	10 16.9%	7 11.9%	33 55.9%	0 0.0%	59 100.0%
	介護老人保健施設	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.0%	7 10.6%	8 12.1%	7 10.6%	42 63.6%	0 0.0%	66 100.0%
	介護療養型医療施設	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.3%	0 0.0%	2 6.7%	27 90.0%	0 0.0%	30 100.0%
	介護医療院	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 57.1%	0 0.0%	3 42.9%	0 0.0%	0 0.0%	7 100.0%
	地域密着型介護老人福祉施設	被身体拘束者	0 0.0%	1 3.4%	0 0.0%	0 0.0%	2 6.9%	1 3.4%	7 24.1%	5 17.2%	13 44.8%	0 0.0%	29 100.0%
	短期入所生活介護事業所・短期入所療養介護事業所	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	認知症対応型共同生活介護事業所	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	4 100.0%
	特定施設入居者生活介護事業所	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
	小規模多機能型居宅介護事業所	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	有料老人ホーム	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.3%	0 0.0%	1 2.3%	16 37.2%	1 2.3%	24 55.8%	0 0.0%	43 100.0%
	サービス付き高齢者向け住宅	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 25.0%	0 0.0%	1 12.5%	2 25.0%	0 0.0%	3 37.5%	0 0.0%	8 100.0%
	小計	被身体拘束者	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	5 1.5%	7 2.1%	25 7.3%	64 18.8%	44 12.9%	195 57.2%	0 0.0%	341 100.0%
通所介護事業所	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 20.0%	1 10.0%	4 40.0%	3 30.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 100.0%	
全施設	被身体拘束者	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	7 2.0%	8 2.3%	29 8.3%	67 19.1%	44 12.5%	195 55.6%	0 0.0%	351 100.0%	



被身体拘束者の障がい高齢者日常生活自立度は昨年度と同様、最重度のC2が最多である。

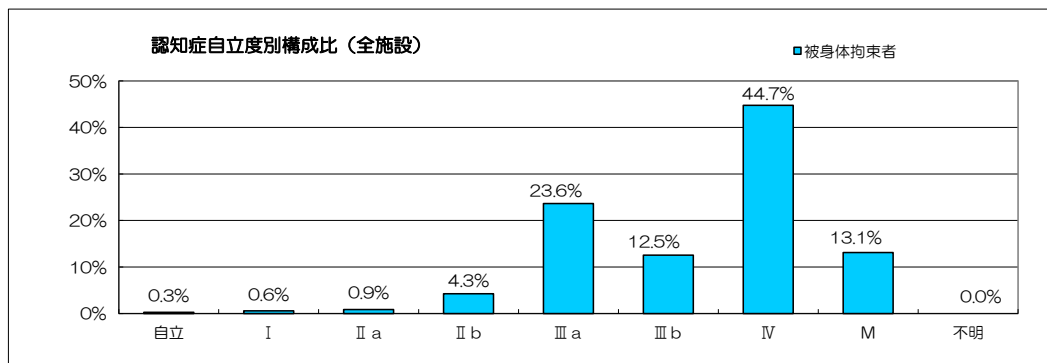


6 認知症高齢者日常生活自立度別構成比

(単位：人)

施設区分		認知症自立度	自立	I	II a	II b	III a	III b	IV	M	不明	計
施設・居住系事業所等	介護老人福祉施設（従来型）	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	1 1.1%	6 6.7%	24 26.7%	11 12.2%	39 43.3%	9 10.0%	0 0.0%	90 100.0%
	介護老人福祉施設（工外型）	被身体拘束者	0 0.0%	1 1.7%	0 0.0%	1 1.7%	22 37.3%	9 15.3%	23 39.0%	3 5.1%	0 0.0%	59 100.0%
	介護老人保健施設	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.0%	15 22.7%	12 18.2%	31 47.0%	6 9.1%	0 0.0%	66 100.0%
	介護療養型医療施設	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.3%	15 50.0%	14 46.7%	0 0.0%	30 100.0%
	介護医療院	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 57.1%	0 0.0%	1 14.3%	2 28.6%	0 0.0%	7 100.0%
	地域密着型介護老人福祉施設	被身体拘束者	1 3.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.4%	6 20.7%	3 10.3%	17 58.6%	1 3.4%	0 0.0%	29 100.0%
	短期入所生活介護事業所・短期入所療養介護事業所	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	認知症対応型共同生活介護事業所	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	4 100.0%
	特定施設入居者生活介護事業所	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
	小規模多機能型居宅介護事業所	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	有料老人ホーム	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 11.6%	8 18.6%	3 7.0%	19 44.2%	8 18.6%	0 0.0%	43 100.0%
	サービス付き高齢者向け住宅	被身体拘束者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 25.0%	1 12.5%	3 37.5%	2 25.0%	0 0.0%	8 100.0%
	小計	被身体拘束者	1 0.3%	1 0.3%	2 0.6%	15 4.4%	81 23.8%	41 12.0%	154 45.2%	46 13.5%	0 0.0%	341 100.0%
通所介護事業所	被身体拘束者	0 0.0%	1 10.0%	1 10.0%	0 0.0%	2 20.0%	3 30.0%	3 30.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 100.0%	
全施設	被身体拘束者	1 0.3%	2 0.6%	3 0.9%	15 4.3%	83 23.6%	44 12.5%	157 44.7%	46 13.1%	0 0.0%	351 100.0%	

※認知症自立度については、一部の施設及び事業所からの回答が不明なため、「不明」とした。

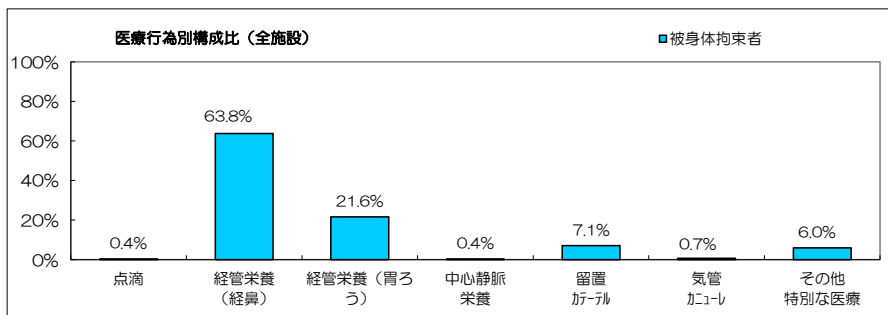


被身体拘束者の認知症高齢者日常生活自立度別構成比は、自立度 III b、IV、Mにおいて利用者全体の構成比を上回る。特に、自立度 IV では約 2.5 倍、自立度 M では約 4 倍にのぼる。

7 医療行為の状況

(単位：件)

施設区分	医療行為	点滴	経管栄養 (経鼻)	経管栄養 (胃ろう)	中心静脈 栄養	留置 カテーテル	気管 カニューレ	その他 特別な 医療	計
施設・居住系事業所等	介護老人福祉施設 (従来型)	0 0.0%	57 83.8%	4 5.9%	0 0.0%	3 4.4%	0 0.0%	4 5.9%	68 100.0%
	介護老人福祉施設 (上・下型)	0 0.0%	35 71.4%	6 12.2%	0 0.0%	4 8.2%	0 0.0%	4 8.2%	49 100.0%
	介護老人保健施設	1 1.9%	29 54.7%	18 34.0%	0 0.0%	4 7.5%	1 1.9%	0 0.0%	53 100.0%
	介護療養型医療施設	0 0.0%	16 51.6%	10 32.3%	0 0.0%	5 16.1%	0 0.0%	0 0.0%	31 100.0%
	介護医療院	0 0.0%	2 40.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%
	地域密着型介護老人 福祉施設	0 0.0%	9 52.9%	6 35.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.9%	1 5.9%	17 100.0%
	短期入所生活介護事業所・ 短期入所療養介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	認知症対応型共同生活 介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定施設入居者生活介護 事業所	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
	小規模多機能型居宅介護 事業所	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	地域密着型特定施設入居 者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	有料老人ホーム	0 0.0%	21 60.0%	8 22.9%	0 0.0%	2 5.7%	0 0.0%	4 11.4%	35 100.0%
	サービス付き高齢者向け 住宅	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	4 100.0%
	小計	1 0.4%	170 64.2%	58 21.9%	1 0.4%	18 6.8%	2 0.8%	15 5.7%	265 100.0%
通所介護事業所	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	3 100.0%	
全施設	1 0.4%	171 63.8%	58 21.6%	1 0.4%	19 7.1%	2 0.7%	16 6.0%	268 100.0%	



被身体拘束者に対して施設で行われている医療行為については、経管栄養が多く、全施設のうち6割で実施されている。

## 8 身体拘束の具体的な行為

【参考：身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

行為①：徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る

行為②：転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る

行為③：自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む

行為④：点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る

行為⑤：点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける

行為⑥：車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける

行為⑦：立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する

行為⑧：脱衣やおむつはすしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる

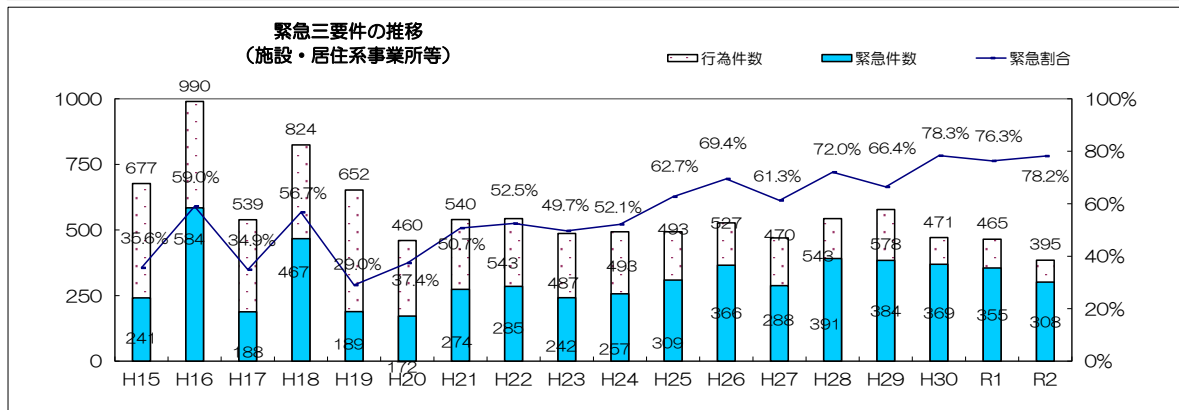
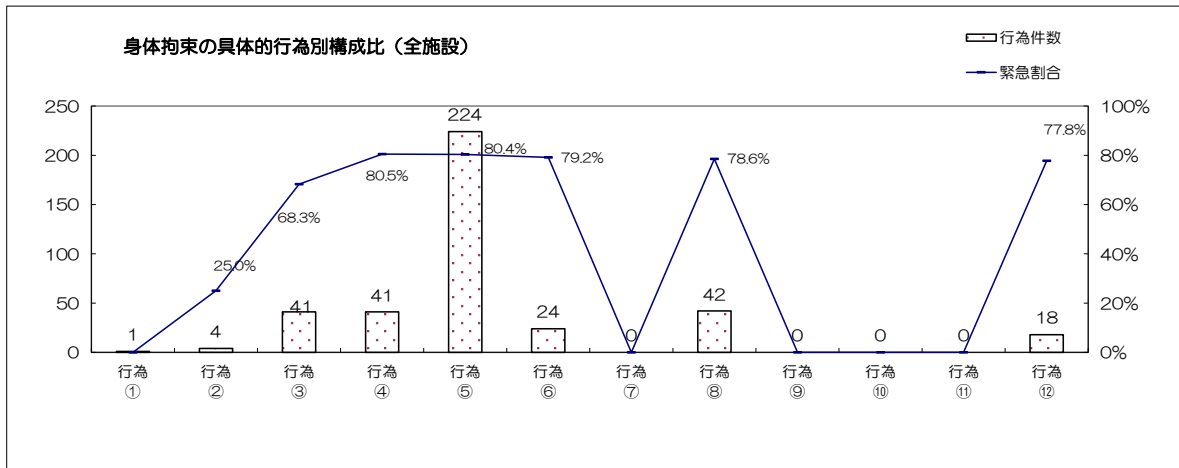
行為⑨：他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る

行為⑩：行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる

行為⑪：自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

(単位：件)

具体的な行為	施設区分	特養(従来型)	特養(ユニット型)	老健	療養型	医療院	地域密着型特養	ショート生活・ショート療養	グループホーム	特定施設入居者生活	小規模多機能型	地域密着特定	有料老人ホーム	サ高住	小計	通所介護	全施設
行為①	行為件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	緊急件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緊急割合												0.0%		0.0%		0.0%
行為②	行為件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	4	0	4
	緊急件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	緊急割合			100.0%									0.0%	0.0%	25.0%		25.0%
行為③	行為件数	9	3	4	0	0	9	0	0	1	0	0	14	1	41	0	41
	緊急件数	7	3	3	0	0	7	0	0	1	0	0	7	0	28	0	28
	緊急割合	77.8%	100.0%	75.0%			77.8%			100.0%			50.0%	0.0%	68.3%		68.3%
行為④	行為件数	15	6	1	7	1	2	0	0	1	0	0	7	0	40	1	41
	緊急件数	13	6	1	7	1	1	0	0	1	0	0	3	0	33	0	33
	緊急割合	86.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%			100.0%			42.9%		82.5%	0.0%	80.5%
行為⑤	行為件数	62	44	46	23	3	15	0	0	2	1	0	25	2	223	1	224
	緊急件数	59	41	37	9	3	9	0	0	2	1	0	17	2	180	0	180
	緊急割合	95.2%	93.2%	80.4%	39.1%	100.0%	60.0%			100.0%	100.0%		68.0%	100.0%	80.7%	0.0%	80.4%
行為⑥	行為件数	3	3	11	0	0	1	0	0	1	0	0	3	1	23	1	24
	緊急件数	3	3	8	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1	18	1	19
	緊急割合	100.0%	100.0%	72.7%			100.0%			100.0%			33.3%	100.0%	78.3%	100.0%	79.2%
行為⑦	行為件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緊急件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緊急割合																
行為⑧	行為件数	12	3	5	3	3	2	0	2	0	1	0	3	3	37	5	42
	緊急件数	11	2	4	3	3	2	0	1	0	1	0	1	1	29	4	33
	緊急割合	91.7%	66.7%	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%		50.0%		100.0%		33.3%	33.3%	78.4%	80.0%	78.6%
行為⑨	行為件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緊急件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緊急割合																
行為⑩	行為件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緊急件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緊急割合																
行為⑪	行為件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緊急件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緊急割合																
行為⑫	行為件数	2	5	1	0	0	4	0	3	0	0	0	0	1	16	2	18
	緊急件数	2	5	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	1	12	2	14
	緊急割合	100.0%	100.0%	100.0%			25.0%		66.7%					100.0%	75.0%	100.0%	77.8%
施設別合計 ※延べ件数	行為件数	103	64	69	33	7	33	0	5	5	2	0	55	9	385	10	395
	緊急件数	95	60	55	19	7	21	0	3	5	2	0	29	5	301	7	308
	緊急割合	92.2%	93.8%	79.7%	57.6%	100.0%	63.6%		60.0%	100.0%	100.0%		52.7%	55.6%	78.2%	70.0%	78.0%



身体拘束の具体的行為は、「⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける」が最多で、続いて「⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。」となっている。全拘束行為395件のうち、緊急三要件：「切迫性」「非代替性」「一時性」を全て満たしていたのは、308件（全行為件数の78.2%）であり、昨年よりも微増となった。

9 一日あたり身体拘束時間及び一月あたり身体拘束日数

(1)一日あたり身体拘束時間

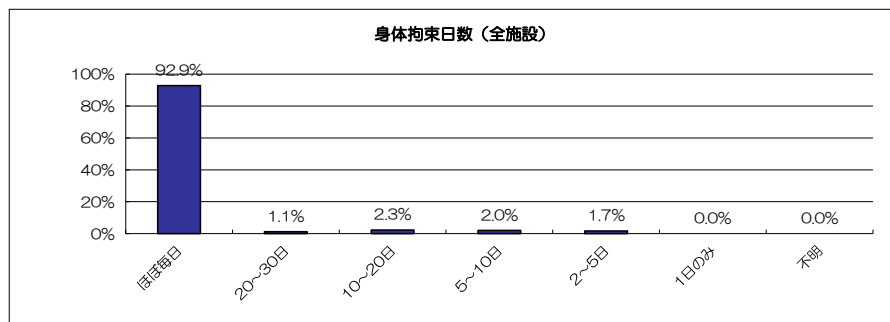
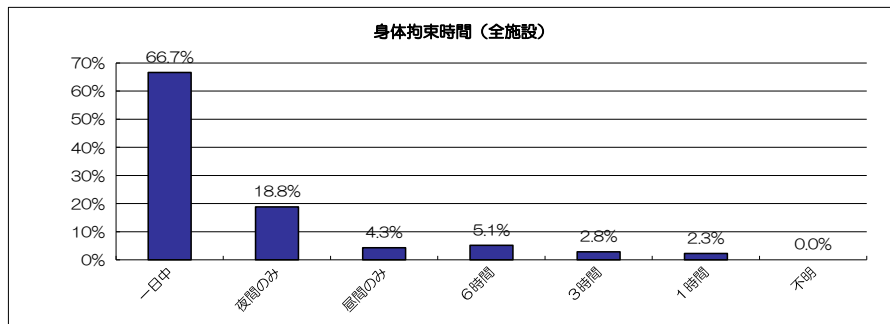
(単位：人)

施設区分	一日中	夜間のみ	昼間のみ	6時間	3時間	1時間	不明	計
施設・居住系事業所等	介護老人福祉施設(従来型)	62 68.9%	18 20.0%	2 2.2%	3 3.3%	5 5.6%	0 0.0%	90 100.0%
	介護老人福祉施設(ユニット型)	45 76.3%	6 10.2%	3 5.1%	3 5.1%	0 0.0%	2 3.4%	59 100.0%
	介護老人保健施設	37 56.1%	9 13.6%	7 10.6%	9 13.6%	3 4.5%	1 1.5%	66 100.0%
	介護療養型医療施設	25 83.3%	4 13.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.3%	0 0.0%	30 100.0%
	介護医療院	6 85.7%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 100.0%
	地域密着型介護老人福祉施設	20 69.0%	7 24.1%	1 3.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.4%	29 100.0%
	短期入所生活介護事業所・短期入所療養介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護事業所	1 25.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
	特定施設入居者生活介護事業所	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	3 100.0%
	小規模多機能型居宅介護事業所	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	有料老人ホーム	29 67.4%	12 27.9%	1 2.3%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	43 100.0%
	サービス付き高齢者向け住宅	5 62.5%	2 25.0%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	8 100.0%
	小計	232 66.7%	64 18.8%	14 4.1%	17 5.0%	10 2.9%	4 1.2%	341 100.0%
通所介護事業所	2 20.0%	2 20.0%	1 10.0%	1 10.0%	0 0.0%	4 40.0%	10 100.0%	
全施設	234 66.7%	66 18.8%	15 4.3%	18 5.1%	10 2.8%	8 2.3%	351 100.0%	

(2)一月あたり身体拘束日数

(単位：人)

施設区分	ほぼ毎日	20~30日	10~20日	5~10日	2~5日	1日のみ	不明	計
施設・居住系事業所等	介護老人福祉施設(従来型)	88 97.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.1%	1 1.1%	0 0.0%	90 100.0%
	介護老人福祉施設(ユニット型)	57 96.6%	0 0.0%	1 1.7%	1 1.7%	0 0.0%	0 0.0%	59 100.0%
	介護老人保健施設	59 89.4%	1 1.5%	4 6.1%	2 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	66 100.0%
	介護療養型医療施設	30 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	30 100.0%
	介護医療院	6 85.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	7 100.0%
	地域密着型介護老人福祉施設	22 75.9%	3 10.3%	2 6.9%	0 0.0%	2 6.9%	0 0.0%	29 100.0%
	短期入所生活介護事業所・短期入所療養介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護事業所	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
	特定施設入居者生活介護事業所	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
	小規模多機能型居宅介護事業所	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	有料老人ホーム	42 97.7%	0 0.0%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	43 100.0%
	サービス付き高齢者向け住宅	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 100.0%
	小計	321 94.1%	4 1.2%	8 2.3%	4 1.2%	4 1.2%	0 0.0%	341 100.0%
通所介護事業所	5 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 30.0%	2 20.0%	0 0.0%	10 100.0%	
全施設	326 92.9%	4 1.1%	8 2.3%	7 2.0%	6 1.7%	0 0.0%	351 100.0%	

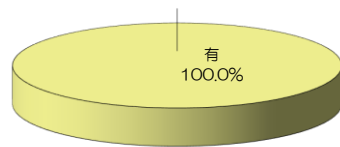


10 身体拘束実施手続きの遵守状況及びケアプラン上の位置づけ

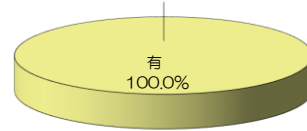
(単位：人)

施設区分	①家族等への説明・同意			②施設内実施了解手続き			③拘束時の経過観察記録等			拘束の廃止・縮減のケアプラン上の位置付け			
	有	無	無回答	有	無	無回答	有	無	無回答	有	無	無回答	
施設・居住系事業所等	介護老人福祉施設(従来型)	90	0	0	90	0	0	90	0	0	84	6	0
		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	93.3%	6.7%	0.0%
	介護老人福祉施設(ユニット型)	59	0	0	59	0	0	59	0	0	58	1	0
		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	98.3%	1.7%	0.0%
	介護老人保健施設	66	0	0	66	0	0	66	0	0	52	14	0
		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	78.8%	21.2%	0.0%
	介護療養型医療施設	30	0	0	30	0	0	30	0	0	29	1	0
		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	96.7%	3.3%	0.0%
	介護医療院	7	0	0	7	0	0	7	0	0	7	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	地域密着型介護老人福祉施設	29	0	0	29	0	0	29	0	0	29	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	短期入所生活介護事業所・短期入所療養介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
認知症対応型共同生活介護事業所	4	0	0	4	0	0	4	0	0	4	0	0	
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
特定施設入居者生活介護事業所	3	0	0	3	0	0	3	0	0	3	0	0	
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
小規模多機能型居宅介護事業所	2	0	0	2	0	0	1	1	0	1	1	0	
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
有料老人ホーム	43	0	0	43	0	0	37	6	0	35	8	0	
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	86.0%	14.0%	0.0%	81.4%	18.6%	0.0%	
サービス付き高齢者向け住宅	8	0	0	8	0	0	8	0	0	4	4	0	
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	
小計	341	0	0	341	0	0	334	7	0	306	35	0	
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	97.9%	2.1%	0.0%	89.7%	10.3%	0.0%	
通所介護事業所	10	0	0	10	0	0	9	1	0	6	4	0	
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	90.0%	10.0%	0.0%	60.0%	40.0%	0.0%	
全施設	351	0	0	351	0	0	343	8	0	312	39	0	
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	97.7%	2.3%	0.0%	88.9%	11.1%	0.0%	

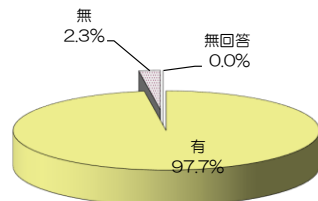
①家族等への説明・同意



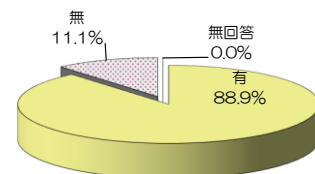
②施設内実施了解手続き



③拘束時の経過観察記録等



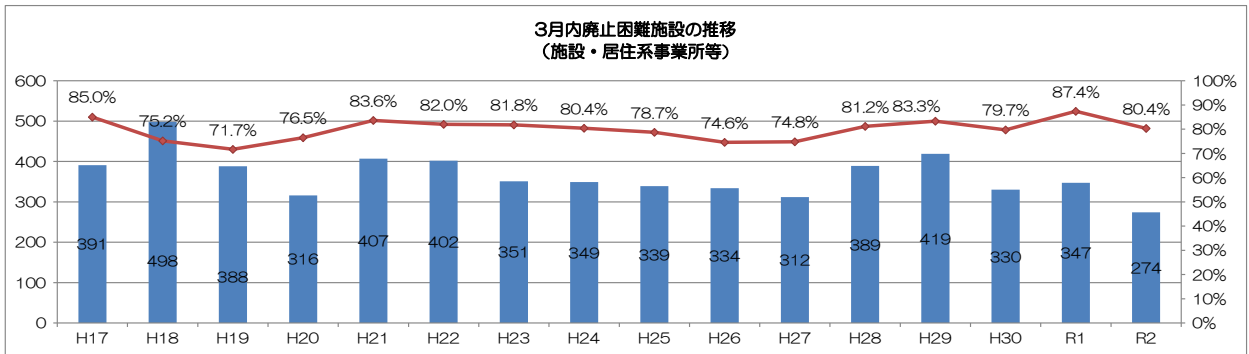
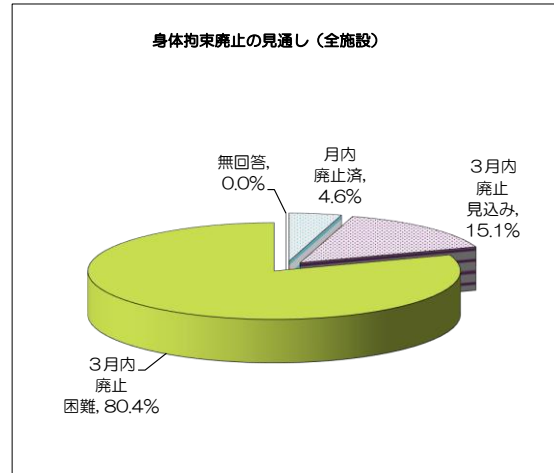
④拘束の廃止・縮減のケアプラン上の位置付け



11 身体拘束廃止の見通し

(単位：人)

施設区分		月内 廃止済	3月内 廃止 見込み	3月内 廃止 困難	無回答
施設・ 居住系 事業所等	介護老人福祉施設 (従来型)	4 4.4%	9 10.0%	77 85.6%	0 0.0%
	介護老人福祉施設 (ユニット型)	1 1.7%	5 8.5%	53 89.8%	0 0.0%
	介護老人保健施設	6 9.1%	7 10.6%	53 80.3%	0 0.0%
	介護療養型医療施設	0 0.0%	2 6.7%	28 93.3%	0 0.0%
	介護医療院	0 0.0%	1 14.3%	6 85.7%	0 0.0%
	地域密着型 介護老人福祉施設	2 6.9%	4 13.8%	23 79.3%	0 0.0%
	短期入所生活介護事業所・ 短期入所療養介護事業所	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	認知症対応型 共同生活介護事業所	0 0.0%	1 25.0%	3 75.0%	0 0.0%
	特定施設入居者 生活介護事業所	0 0.0%	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%
	小規模多機能型 居宅介護事業所	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
	地域密着型特定施設 入居者生活介護事業所	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	有料老人ホーム	1 2.3%	19 44.2%	23 53.5%	0 0.0%
	サービス付き高齢者向け住宅	0 0.0%	2 25.0%	6 75.0%	0 0.0%
	小計	15 4.4%	52 15.2%	274 80.4%	0 0.0%
	通所介護事業所	1 10.0%	1 10.0%	8 80.0%	0 0.0%
	全施設	16 4.6%	53 15.1%	282 80.3%	0 0.0%



昨年度と比較して、「3月内廃止困難」については、87.4%→80.4%と、割合が減少している。

IV

施設長等管理者意識調査



1 調査施設種別と「施設長等管理者意識調査(様式2)」への回答数

施設区分	対象施設数	回答数		回答率
		回答数	回答率	
施設・居住系事業所等	介護老人福祉施設(従来型)	122	61	82.0%
	介護老人福祉施設(ユニット型)		39	
	介護老人保健施設	67	49	73.1%
	介護療養型医療施設	8	6	75.0%
	介護医療院	2	2	
	地域密着型介護老人福祉施設	61	46	75.4%
	短期入所生活介護事業所・短期入所療養介護事業所	45	21	46.7%
	認知症対応型共同生活介護事業所	207	137	66.2%
	特定施設入居者生活介護事業所	33	20	60.6%
	小規模多機能型居宅介護事業所	85	63	74.1%
	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	7	3	42.9%
	有料老人ホーム	170	90	52.9%
	サービス付き高齢者向け住宅	92	58	63.0%
	小計	899	595	66.2%
通所介護	330	134	40.6%	
全体	1,229	729	59.3%	

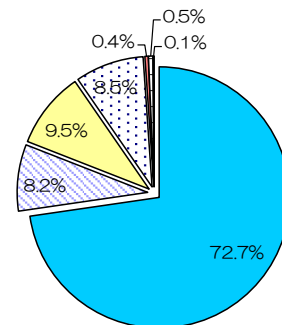
2 貴事業所内において、身体拘束廃止への取組みは進んできていると思われるか。

(単位:箇所)

	特養(従来型)	特養(ユニット型)	老健	療養型	介護医療院	地域密着型特養	ショート生活・ショート療養	グループホーム	特定施設	小規模多機能	地域密着型特定施設	有料老人ホーム	サ高住	小計	通所介護	全施設
①身体拘束は行っていない	23 37.7%	15 38.5%	22 44.9%	0 0.0%	0 0.0%	27 58.7%	17 81.0%	120 87.6%	17 85.0%	54 85.7%	2 66.7%	72 80.0%	47 81.0%	416 69.9%	114 85.1%	530 72.7%
②取組みが進み、緊急やむを得ない場合であっても拘束は廃止した	6 9.8%	4 10.3%	12 24.5%	1 16.7%	1 50.0%	3 6.5%	2 9.5%	9 6.6%	2 10.0%	7 11.1%	0 0.0%	4 4.4%	2 3.4%	53 8.9%	7 5.2%	60 8.2%
③取組みが進み、緊急やむを得ない場合の拘束は縮減した	16 26.2%	10 25.6%	8 16.3%	2 33.3%	1 50.0%	11 23.9%	1 4.8%	5 3.6%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	7 7.8%	3 5.2%	65 10.9%	4 3.0%	69 9.5%
④取組みはある程度進んでいるが、拘束の廃止・縮減には至っていない	15 24.6%	8 20.5%	6 12.2%	3 50.0%	0 0.0%	3 6.5%	1 4.8%	3 2.2%	1 5.0%	1 1.6%	1 33.3%	6 6.7%	5 8.6%	53 8.9%	9 6.7%	62 8.5%
⑤取組みが進んでいるとは言えない	0 0.0%	0 0.0%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.1%	0 0.0%	3 0.5%	0 0.0%	3 0.4%
⑥その他	1 1.6%	1 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.7%	4 0.7%	0 0.0%	4 0.5%
⑦無回答	0 0.0%	1 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	1 0.1%
全回答	61 100.0%	39 100.0%	49 100.0%	6 100.0%	2 100.0%	46 100.0%	21 100.0%	137 100.0%	20 100.0%	63 100.0%	3 100.0%	90 100.0%	58 100.0%	595 100.0%	134 100.0%	729 100.0%

身体拘束廃止取組みの進捗状況(全施設)

- ①身体拘束は行っていない
- ②取組みが進み、緊急やむを得ない場合であっても拘束は廃止した
- ③取組みが進み、緊急やむを得ない場合の拘束は縮減した
- ④取組みはある程度進んでいるが、拘束の廃止・縮減には至っていない
- ⑤取組みが進んでいるとは言えない
- ⑥その他
- ⑦無回答



身体拘束廃止の取組状況については、「身体拘束は行っていない」、「緊急やむを得ない場合であっても拘束は廃止」「緊急やむを得ない場合の拘束は縮減」と回答した施設は合わせて全体の90%を占め、廃止・縮減できたとする回答は9割となっている。

「5. 取組みが進んでいるとは言えない」具体的な理由

- ・代替方法がない。

「6. その他」の具体的な状況

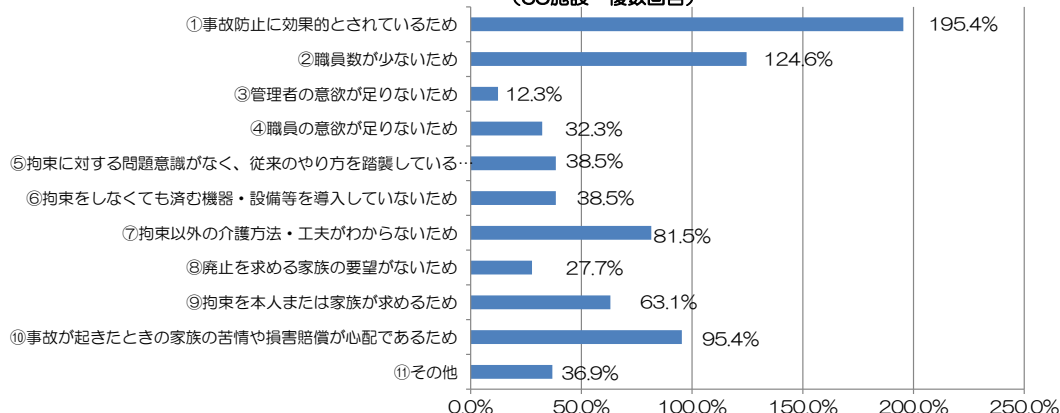
- ・経鼻経管栄養チューブ挿入中、認知症、高度難聴があり、入院中より自己抜去を繰り返し、抑制されていること、入所後も何度か拘束をやめてみたが、自己抜去を繰り返したための継続となった。
- ・鼻腔経管栄養のご利用者様が「管」を抜いてしまうため、どうしても「ミトン」を使用せざるを得ない状況である。(経鼻経管3名中2名)
- ・自身で危険の判断が出来ない経鼻経管栄養の方や認知症の利用者が増えたため。
- ・夜間帯を除く時間ではあるが、拘束から開放する時間が徐々に増えるなど、職員の拘束に対する意識や取り組み方が変わった。
- ・2名ともPEG抜去の危険があるため。

3 身体拘束廃止への課題および障害となる理由は何か(問1で「④取組みはある程度進んでいるが、拘束の廃止・縮減には至っていない」、  
「⑤取組みが進んでいるとは言えない」とした65施設が複数回答)。

(単位:箇所)

	特養 (従来型)	特養 (ユニット型)	老健	療養型	介護医療院	地域 密着型 特養	ショート 生活・ ショート 療養	グループ ホーム	特定施設	小規模多 機能	地域密着 特定施設	有料老人 ホーム	サ高住	小計	通所介護	全施設
①事故防止に効果的とされているため	27	15	16	5	1	9	2	12	1	5	1	13	7	114	13	127
②職員数が少ないため	11	4	14	4	0	7	2	9	2	4	1	8	7	73	8	81
③管理者の意欲が足りないため	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	2	8
④職員の意欲が足りないため	6	3	3	1	0	1	0	0	0	2	0	1	2	19	2	21
⑤拘束に対する問題意識がなく、従来のやり方を踏襲しているため	3	3	4	1	0	2	0	5	1	3	0	1	1	24	1	25
⑥拘束をしなくても済む機器・設備等を導入していないため	5	4	4	3	0	3	0	1	1	1	0	1	0	23	2	25
⑦拘束以外の介護方法・工夫がわからないため	16	10	6	3	0	7	0	3	0	2	0	0	2	49	4	53
⑧廃止を求める家族の要望がないため	2	3	2	1	1	1	0	1	1	1	0	0	1	14	4	18
⑨拘束を本人または家族が求めるため	15	3	2	1	1	4	1	3	0	2	0	2	0	34	7	41
⑩事故が起きたときの家族の苦情や損害賠償が心配であるため	11	4	10	4	2	5	2	5	1	3	0	6	4	57	5	62
⑪その他	2	4	3	0	0	5	1	2	2	1	0	4	0	24	0	24

身体拘束廃止への課題及び障害となる理由  
(65施設 複数回答)



身体拘束廃止への課題及び障害となる理由について、「①事故防止に効果的とされているため」、「②職員数が少ないため」、「⑩事故が起きたときの家族の苦情や損害賠償が心配であるため」、の順に回答する施設が多かった。

「11. その他」の具体的な理由

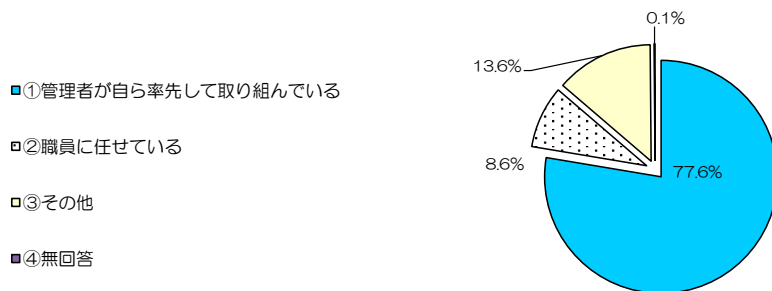
- ・入居者からの暴力から職員を守るため。
  - ・経鼻経管栄養の管を抜いてしまうことで、ご本人様の負担、人数不足の中で通院する職員の負担があるため「ミトン」を仕方なく使用している。
  - ・身体拘束解除に向けて取り組んではいるが、まだ手の動きに対し観察が必要であり、また、経鼻経管栄養で生命維持をしているため。
  - ・医療側と介護側の認識の違いがある。
  - ・経管栄養注中に自己抜去してしまった場合、命の危険に直結するため。
  - ・転倒し骨折してしまった場合に廃用症候群や寝たきりになるおそれがあるため。
  - ・経管栄養チューブの自己抜去がある方に行っており、工夫するも自己抜去は無くならず生命の危険があるため。
  - ・これまで様々な対応を試みてきたのですが改善されなかったためやむを得ず期間を決めて拘束を実施。原則は拘束を行わないことで取り組んでいる。
  - ・生命に関わるような重大な事故に繋がるリスクが高い状況下では、身体拘束をせざるを得ない場合もある。
  - ・付き切りの介護とはいかず、鼻経管チューブ抜去防止の為ミトンに頼ってしまう。
  - ・医師の指示。
  - ・認知能力の低下から、陰部へ手を入れ異食、弄便行為が見られ、清潔が保てない状況である。臥床時の対応が困難。
  - ・緊急受診や医療行為が必要となるケースもあるため。
  - ・事故に対する恐怖心。
  - ・法人全体で取り組んでおり、開所後から現在まで身体拘束は行っていない。入所時に精神薬が多く処方されていたものを減量してADL向上した例もある。
  - ・事故が起きた時、その後も含め本人及び家族の苦痛・苦勞が心配。
  - ・入居者ご本人の生命にかかわり、なおかつ入居者の主治医からの指示があったため。
  - ・法人全体で以前から取り組んでいることもあり、身体拘束は行っていない。ただし、緊急やむを得ない場合には行う場合があると重要事項説明書にて利用契約の際に説明を行っている。
  - ・夜間勤務時、女性職員のみ又は職員が年配の方の場合、ベッドから利用者(体格の良い)が一人で下りて這って移動してくる等の場合に力の少ない職員の場合、ベッドに戻すことが困難であることや、戻すときに職員が体を痛めるという場合まれにある為。そのような場合には、かかりつけ医師と服薬の調整相談をし、それでも難しい場合には家族の了解のもと拘束(一時的に)する場合があります。
  - ・法人全体で取り組んでおり、現在は身体拘束を行っていない。
  - ・身体拘束に該当する例示ばかりではなく、条件付きで身体拘束に該当しないケースの例示も必要では。
- 身体拘束をしてしまっているという事実が職員も苦しめている状況も鑑みて整備しておくことも重要と思う。
- ・衛生面を考慮した汚染行為の予防

4 身体拘束廃止への取組みについて、管理者自ら率先して取り組んでいるか。

(単位：箇所)

	特養 (従来型)	特養 (ユニット型)	老健	療養型	介護医療 院	地域 密着型 特養	ショート 生活・ ショート 療養	グループ ホーム	特定施設	小規模多 機能	地域密着 特定施設	有料老人 ホーム	サ高住	小計	通所介護	全施設
①自ら率先して取り組んでいる	37 60.7%	28 71.8%	30 61.2%	3 50.0%	1 50.0%	24 52.2%	18 85.7%	119 86.9%	17 85.0%	56 88.9%	2 66.7%	78 86.7%	50 86.2%	463 77.8%	103 76.9%	566 77.6%
②自ら率先して取り組んではおらず、職員に任せている	8 13.1%	4 10.3%	14 28.6%	2 33.3%	1 50.0%	10 21.7%	1 4.8%	4 2.9%	1 5.0%	3 4.8%	1 33.3%	3 3.3%	3 5.2%	55 9.2%	8 6.0%	63 8.6%
③その他	16 26.2%	6 15.4%	5 10.2%	1 16.7%	0 0.0%	12 26.1%	2 9.5%	14 10.2%	2 10.0%	4 6.3%	0 0.0%	9 10.0%	5 8.6%	76 12.8%	23 17.2%	99 13.6%
④無回答	0 0.0%	1 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	1 0.1%
全回答	61 100.0%	39 100.0%	49 100.0%	6 100.0%	2 100.0%	46 100.0%	21 100.0%	137 100.0%	20 100.0%	63 100.0%	3 100.0%	90 100.0%	58 100.0%	595 100.0%	134 100.0%	729 100.0%

管理者の身体拘束廃止取組み状況（全施設）



管理者が①「自ら率先して取り組んでいる」施設が約8割、②「自ら率先して取り組んではおらず、職員に任せている」施設が約1割である。

「3. その他」の主な状況(具体的な取組内容)

【身体拘束廃止委員会の開催等】

- ・権利擁護委員会を中心に、職員と一緒に取り組みをしている。
- ・事故防止に合わせ、身体拘束廃止に関する検討等を行うリスクマネジメント委員会のメンバーとして参加しています。
- ・身体拘束廃止委員会の一員として廃止に向け取り組んでいる。
- ・身体拘束廃止委員会の報告、職員の研修会に参加し、一緒に取り組んでいる。
- ・随時ミーティングを重ねて検討している。
- ・身体拘束廃止委員会の委員長として、月例の会議への参加。現場の職員と協同で身体拘束の廃止及び縮小化に取り組んでいる。人員体制的には、通常の業務を行いながらの観察体制ではなく、観察担当のみを専門的に行う職員を配置することは困難な状況にあるが、日々のケアを通して、より深くその利用者様のことが理解できるようになり、結果として改善策を検討する材料が見出せるような環境づくりが行える施設になってほしい。

【内部研修・周知等】

- ・身体拘束廃止に関する指針の明示による基本方針等の浸透や、多職種による身体拘束の廃止についての検討を行っている。
- ・必要に応じ助言・指導等を行っている。
- ・ケアカンファレンス等において各職種で連携し、利用者個々の状態や取り巻く環境を確認しあい、職員の意識を高めている。
- ・定期的に職員と協議し、問題点を洗い出し、対策を検討している。
- ・館内を巡回し入居者の状況や職員の動向等確認している。
- ・常に現場に入っているため、利用者様の状態を把握して、身体拘束を行わないような対策を行っている。
- ・定期的に身体拘束について職員と共に確認を行い、全体で取り組んでいる。
- ・身体拘束にならない代替案を職員と一緒に考えている。
- ・リーダーミーティング等のメンバーとして研修会の内容を検討し、職員と一緒に取り組んでいる。

【対象者なし】

- ・当施設では身体拘束を必要とする状態の方をお受けする体制となっていないため、廃止等への取組みはない。

【実施あり・ありの場合の取組等】

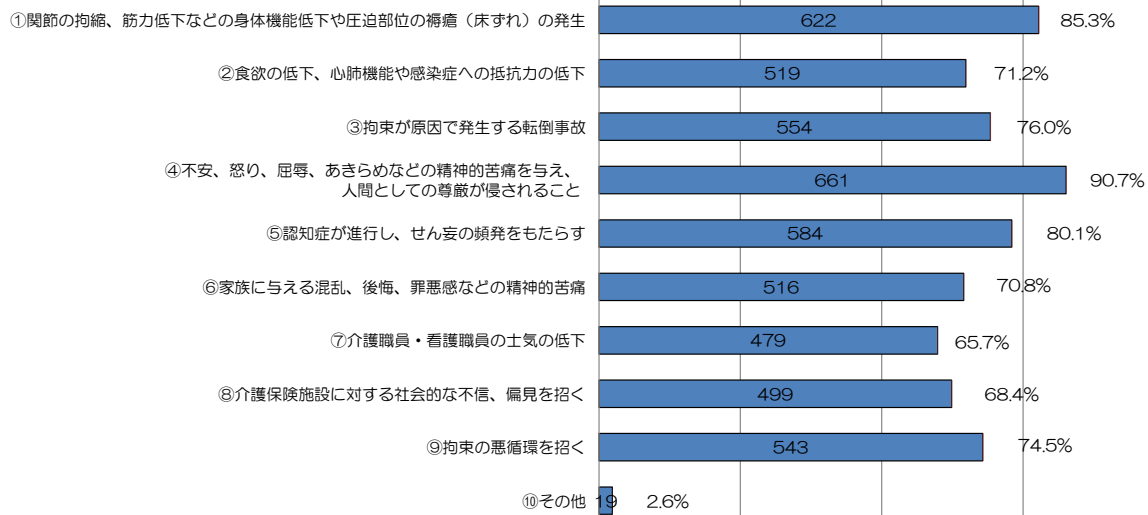
- ・身体拘束禁止規定については、理解してはいますが、利用者の心身の状況が重度化、複雑多岐にわたる状況へと様変わりしており全生活時間で、転倒の危険性や経管の抜去などを防止するための完全無欠の策を講ずることは至難の業であると考えています。
- ・チューブ抜去時には病院受診して再挿入していただいているが、身体拘束廃止について医療機関の理解が得られない。
- ・前は自らが率先して取り組んでいたが、現在は職員が率先して取り組んでいる。管理者として拘束廃止委員会メンバーとして職員と一緒に取り組み、全職員に対しては管理者としての考えを伝える機会を設けている。
- ・身体拘束を行う場合は家族に説明し同意を得たうえで行っている。また毎月委員会と協議、必要時間実施、解除できる時間を設けている。
- ・医療機関とは違い生活の場であるため、身体拘束はしないように心掛けている。身体拘束が必要な場合には利用者の安全のため働く職員の安全のために必要かを職員と社内会議等で検討し実施するか決定している。

5 身体拘束を行うことの弊害として認識していることはどれか。(複数回答)

(単位:箇所)

	特養 (従来型)	特養 (ユニット型)	老健	療養型	介護医療院	地域 密着型 特養	ショート 生活・ ショート 療養	グループ ホーム	特定施設	小規模多 機能	地域密着 特定施設	有料老人 ホーム	サ高住	小計	通所介護	全施設
①関節の拘縮、筋力低下などの身体機能低下や圧迫部位の褥瘡(床ずれ)の発生	52	37	45	5	2	37	14	127	19	50	3	71	44	506	116	622
②食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下	43	32	40	3	1	34	14	106	15	47	3	42	44	424	95	519
③拘束が原因で発生する転倒事故 (例:ベッド柵の乗り越え、車いすからの無理な立ち上がり)	42	30	39	2	1	33	14	118	14	55	2	46	50	446	108	554
④不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛を与え、人間としての尊厳が侵されること	58	37	43	5	1	42	16	127	19	59	3	70	54	534	127	661
⑤認知症が進行し、せん妄の頻発をもたらす	48	34	43	4	1	33	14	119	17	52	2	62	48	477	107	584
⑥家族に与える混乱、後悔、罪悪感などの精神的苦痛	43	30	35	2	1	34	11	107	12	48	1	51	41	416	100	516
⑦介護職員・看護職員の士気の低下	45	29	40	4	1	34	12	96	14	44	2	29	43	393	86	479
⑧介護保険施設に対する社会的な不信、偏見を招く	44	29	38	3	1	35	15	98	11	42	0	49	38	403	96	499
⑨拘束の悪循環(例:拘束により身体機能が低下し、新たな拘束を行う)を招く	47	34	41	3	1	35	14	106	16	46	2	43	48	436	107	543
⑩その他	1	0	1	0	0	3	1	3	2	2	0	3	1	17	2	19

身体拘束を行うことの弊害として認識していること



いずれの項目も半数を超える施設で、身体拘束による弊害として認識されている。

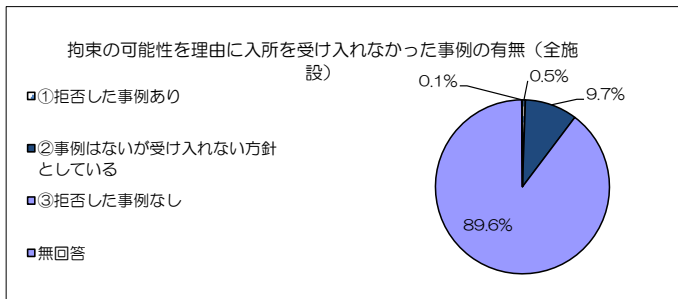
「10. その他」の主な内容

- ・「何故なのか？」を考え、工夫する介護が出来ず介護の質が上がらない。新しい職員も右ならいをし、更に質の低下を招く。安易な対応が、家族からの信頼を失う。
- ・職員の士気が低下することによる、看護・介護職員の離職率の上昇。
- ・他入居者や第三者がその状況を目撃した際の、心の動揺など。
- ・臥床時に、身体が温まり、創部に手を入れ悪化してしまう傾向がある。離床時は外す時間を多く持っている。
- ・職員の尊厳も侵されること。
- ・身体抑制を行う事により、職員等がとりあえず安心であると思込み、通常のケアの一部となり問題点の見逃しとなる。
- ・身体拘束を行う事によりご本人と他の利用者様との信頼関係の悪化を招く。
- ・「不適切なケア」や「身体拘束」をすることにより、その行為が当たり前となり、更にその行為に慣れてしまい、また更に不適切ケアを繰り返すという悪循環につながる。
- ・専門職として自覚が失われていく。「安全に」という言葉に安易に支援の方法を選択し利用者の生活の幅を狭め制限してしまう。
- ・身体拘束する事による意欲低下、自由を妨げる。
- ・利用者の職員に対する信頼関係が損なわれる。
- ・拘束することでサービス業である福祉の仕事が事務的な仕事になっていく。拘束をすれば安全はますます確保される為、職員の緊張は減少するが、介護のしやすさから拘束することに慣れていくのではないかと考えられる。
- ・安全のため、必要最小限の拘束に留めているので弊害はない。
- ・認知症介護の適切な対応を理解していない家族から、身体拘束を行う様依頼する家族に対して、正しい認知症理解を促すとともに十分な説明を行う必要性。
- ・専門職としての自覚が薄れていくし、安全にという言葉に安易なケアの方法を選択していく。介護の質が低下していく。

6 これまで、やむを得ない拘束が予想されることを理由に入所を受け入れなかった事例はあるか。

(単位：箇所)

	特養(従来型)	特養(ユニット型)	老健	療養型	介護医療院	地域密着型特養	ショート生活・ショート療養	グループホーム	特定施設	小規模多機能	地域密着特定施設	有料老人ホーム	サ高住	小計	通所介護	全施設
①受け入れなかった事例がある	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.4%	3 0.5%	1 0.7%	4 0.5%
②事例はないが受け入れない方針としている	1 1.6%	1 2.6%	2 4.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.3%	2 9.5%	12 8.8%	1 5.0%	3 4.8%	0 0.0%	24 26.7%	14 24.1%	62 10.4%	9 6.7%	71 9.7%
③事例なし	60 98.4%	37 94.9%	47 95.9%	6 100.0%	2 100.0%	44 95.7%	19 90.5%	124 90.5%	19 95.0%	60 95.2%	3 100.0%	66 73.3%	42 72.4%	529 88.9%	124 92.5%	653 89.6%
無回答	0 0.0%	1 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	1 0.1%
受け入れなかった件数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	8	1	9
全回答	61 100.0%	39 100.0%	49 100.0%	6 100.0%	2 100.0%	46 100.0%	21 100.0%	137 100.0%	20 100.0%	63 100.0%	3 100.0%	90 100.0%	58 100.0%	595 100.0%	134 100.0%	729 100.0%



受け入れなかった事例はない施設（受け入れない方針としているが事例はない施設を含む）が99.3%を占めている。  
拘束の可能性を理由に受け入れなかった事例は9件あった。

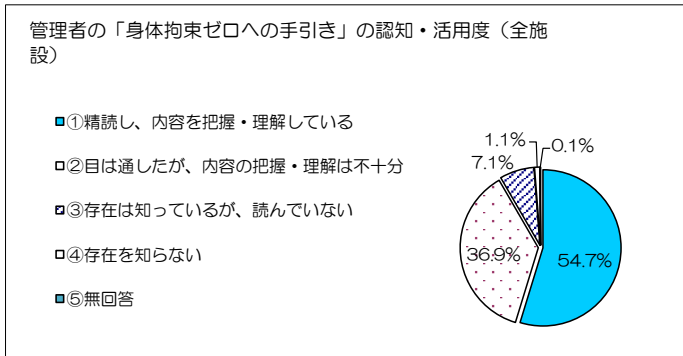
受け入れなかった理由

- ・玄関の施錠も含め、基本的に利用者さんは自由に行動しているが、外へ毎日いく方もおり、複数となれば対応ができない。
- ・前施設での、サイドレール4本使用の事例、つなぎ服着用の事例。夜間の職員態勢が手薄なこと、若い職員が多くつなぎ服など対応したことがない職員にはショックが大きいかと思われたため。
- ・身体拘束を前提とした入居申し込み。
- ・急な状態低下が著しく自立歩行が困難になり、転倒のリスクが高まった利用者に対し。

7 「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行)について知っているか。

(単位：箇所)

	特養(従来型)	特養(ユニット型)	老健	療養型	介護医療院	地域密着型特養	ショート生活・ショート療養	グループホーム	特定施設	小規模多機能	地域密着特定施設	有料老人ホーム	サ高住	小計	通所介護	全施設
①手引きを精読し、内容を把握・理解している	43 70.5%	26 66.7%	29 59.2%	2 33.3%	2 100.0%	29 63.0%	12 57.1%	75 54.7%	14 70.0%	23 36.5%	1 33.3%	45 50.0%	35 60.3%	336 56.5%	63 47.0%	399 54.7%
②手引きに目を通してはいるが、内容を十分に把握・理解するまでには至っていない	17 27.9%	11 28.2%	15 30.6%	4 66.7%	0 0.0%	13 28.3%	9 42.9%	61 44.5%	6 30.0%	34 54.0%	1 33.3%	30 33.3%	14 24.1%	215 36.1%	54 40.3%	269 36.9%
③手引きの存在は知っているが、読んだことはない	1 1.6%	1 2.6%	5 10.2%	0 0.0%	0 0.0%	3 6.5%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	6 9.5%	1 33.3%	13 14.4%	8 13.8%	39 6.6%	13 9.7%	52 7.1%
④手引きの存在を知らない(今回初めて知った)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.2%	1 1.0%	4 0.7%	4 3.0%	8 1.1%
無回答	0 0.0%	1 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	1 0.1%
全回答	61 100.0%	39 100.0%	49 100.0%	6 100.0%	2 100.0%	46 100.0%	21 100.0%	137 100.0%	20 100.0%	63 100.0%	3 100.0%	90 100.0%	58 100.0%	595 100.0%	134 100.0%	729 100.0%



管理者の「身体拘束ゼロへの手引き」の存在・内容の認知度については、「①手引きを精読し、内容を把握・理解している」と「②手引きに目を通してはいるが、内容を十分に把握・理解するまでには至っていない」を合わせて91.6%となっている。



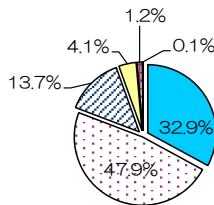
8 「身体拘束ゼロへの手引き」について職員は知っていると思うか。

(単位：箇所)

	特養(従来型)	特養(ユニット型)	老健	療養型	介護医療院	地域密着型特養	ショート生活・ショート療養	グループホーム	特定施設	小規模多機能	地域密着特定施設	有料老人ホーム	サ高住	小計	通所介護	全施設
①職員は手引きを精読し、内容を把握・理解していると思う	29 47.5%	20 51.3%	24 49.0%	1 16.7%	2 100.0%	18 39.1%	7 33.3%	34 24.8%	8 40.0%	9 14.3%	1 33.3%	19 21.1%	23 39.7%	195 32.8%	45 33.6%	240 32.9%
②職員は手引きに目を通してはいるが、内容の十分な把握・理解までには至っていないと思う	25 41.0%	14 35.9%	20 40.8%	5 83.3%	0 0.0%	22 47.8%	14 66.7%	79 57.7%	12 60.0%	38 60.3%	2 66.7%	48 53.3%	22 37.9%	301 50.6%	48 35.8%	349 47.9%
③職員は手引きの存在は知っているが、読んだことはないと思う	7 11.5%	4 10.3%	4 8.2%	0 0.0%	0 0.0%	4 8.7%	0 0.0%	18 13.1%	0 0.0%	12 19.0%	0 0.0%	17 18.9%	9 15.5%	75 12.6%	25 18.7%	100 13.7%
④職員は手引きの存在を知らないと思う	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.3%	0 0.0%	5 3.6%	0 0.0%	4 6.3%	0 0.0%	4 4.4%	3 5.2%	18 3.0%	12 9.0%	30 4.1%
⑤わからない	0 0.0%	0 0.0%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.2%	1 1.7%	5 0.8%	4 3.0%	9 1.2%
無回答	0 0.0%	1 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	1 0.1%
全回答	61 100.0%	39 100.0%	49 100.0%	6 100.0%	2 100.0%	46 100.0%	21 100.0%	137 100.0%	20 100.0%	63 100.0%	3 100.0%	90 100.0%	58 100.0%	595 100.0%	134 100.0%	729 100.0%

職員の「身体拘束ゼロへの手引き」の認知・活用度(全施設)

- ①精読し、内容を把握・理解していると思う
- ②目を通してはいるが、内容の把握・理解は不十分だと思う
- ③存在は知っているが、読んでいないと思う
- ④存在を知らないと思う
- ⑤わからない
- ⑥無回答



職員の「身体拘束ゼロへの手引き」の認知度については、「①職員は手引きを精読し、内容を把握・理解していると思う」と「②職員は手引きに目を通してはいるが、内容の十分な把握・理解までには至っていないと思う」が併せて80.8%であり、管理者における割合を下回る。

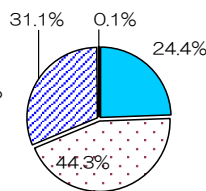
9 貴施設において、独自に身体拘束廃止・縮減に向けた宣言(例：外部向けPR)などを行っているか。

(単位：箇所)

	特養(従来型)	特養(ユニット型)	老健	療養型	介護医療院	地域密着型特養	ショート生活・ショート療養	グループホーム	特定施設	小規模多機能	地域密着特定施設	有料老人ホーム	サ高住	小計	通所介護	全施設
①独自の宣言を行っている	19 31.1%	13 33.3%	14 28.6%	2 33.3%	0 0.0%	9 19.6%	8 38.1%	44 32.1%	7 35.0%	11 17.5%	1 33.3%	8 8.9%	3 5.2%	139 23.4%	39 29.1%	178 24.4%
②独自の宣言は行っていないが、今後、宣言を行いたいと考えている	32 52.5%	19 48.7%	13 26.5%	3 50.0%	2 100.0%	26 56.5%	6 28.6%	52 38.0%	10 50.0%	28 44.4%	0 0.0%	46 51.1%	32 55.2%	269 45.2%	54 40.3%	323 44.3%
③独自の宣言は行っていないし、今後行う考えはない	10 16.4%	6 15.4%	22 44.9%	1 16.7%	0 0.0%	11 23.9%	7 33.3%	41 29.9%	3 15.0%	24 38.1%	2 66.7%	36 40.0%	23 39.7%	186 31.3%	41 30.6%	227 31.1%
④無回答	0 0.0%	1 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	1 0.1%
全回答	61 100.0%	39 100.0%	49 100.0%	6 100.0%	2 100.0%	46 100.0%	21 100.0%	137 100.0%	20 100.0%	63 100.0%	3 100.0%	90 100.0%	58 100.0%	595 100.0%	134 100.0%	729 100.0%

身体拘束廃止・縮減に向けた独自宣言等の取り組み

- ①独自の宣言を行っている
- ②独自の宣言は行っていないが、今後、宣言を行いたいと考えている
- ③独自の宣言は行っていないし、今後行う考えはない
- ④無回答



身体拘束廃止に向けた独自宣言等の取組については、「①独自の宣言を行っている」と「②独自の宣言は行っていないが、今後、宣言を行いたいと考えている」を合わせて、68.7%となり、昨年(69.5%)と比較するとほぼ横ばいである。

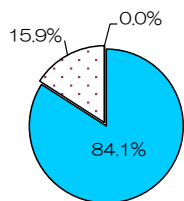
10 「身体拘束廃止いわて宣言」(岩手県身体拘束ゼロ作戦推進会議)について知っているか。

(単位：箇所)

	特養(従来型)	特養(ユニット型)	老健	療養型	介護医療院	地域密着型特養	ショート生活・ショート療養	グループホーム	特定施設	小規模多機能	地域密着特定施設	有料老人ホーム	サ高住	小計	通所介護	全施設
①知っている	58 95.1%	34 87.2%	43 87.8%	1 16.7%	2 100.0%	38 82.6%	19 90.5%	123 89.8%	19 95.0%	55 87.3%	2 66.7%	78 86.7%	53 91.4%	525 88.2%	88 65.7%	613 84.1%
②知らない(今回初めて知った)	3 4.9%	4 10.3%	6 12.2%	6 100.0%	0 0.0%	8 17.4%	2 9.5%	14 10.2%	1 5.0%	8 12.7%	1 33.3%	12 13.3%	5 8.6%	70 11.8%	46 34.3%	116 15.9%
③無回答	0 0.0%	1 2.6%	0 0.0%	-1 -16.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
全回答	61 100.0%	39 100.0%	49 100.0%	6 100.0%	2 100.0%	46 100.0%	21 100.0%	137 100.0%	20 100.0%	63 100.0%	3 100.0%	90 100.0%	58 100.0%	595 100.0%	134 100.0%	729 100.0%

「身体拘束廃止いわて宣言」の認知度

- ①知っている
- ②知らない
- ③無回答



「身体拘束廃止いわて宣言」の認知度については、「知っている」が84.1%となっている。

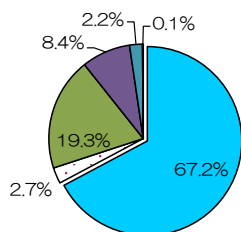
11 入所時に身体拘束についてどのように説明を行っているか。

(単位：箇所)

	特養 (従来型)	特養 (ユニット型)	老健	療養型	介護医療院	地域 密着型 特養	ショート 生活・ ショート 療養	グループ ホーム	特定施設	小規模多 機能	地域密着 特定施設	有料老人 ホーム	ケア住	小計	通所介護	全施設
①説明を行い、利用者と家族の理解を得られている	46 75.4%	33 84.6%	39 79.6%	4 66.7%	2 100.0%	37 80.4%	11 52.4%	112 81.8%	17 85.0%	42 66.7%	1 33.3%	49 54.4%	26 44.8%	419 70.4%	71 9.7%	490 67.2%
②説明を行っているが、理解が得られない場合がある	5 8.2%	2 5.1%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.2%	0 0.0%	5 3.6%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.2%	1 1.7%	18 3.0%	2 0.3%	20 2.7%
③身体拘束が必要になった場合のみ説明している	8 13.1%	2 5.1%	5 10.2%	2 33.3%	0 0.0%	7 15.2%	6 28.6%	16 11.7%	2 10.0%	14 22.2%	1 33.3%	27 30.0%	17 29.3%	107 18.0%	34 4.7%	141 19.3%
④説明していない	2 3.3%	1 2.6%	3 6.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 14.3%	1 0.7%	0 0.0%	7 11.1%	1 33.3%	10 11.1%	12 20.7%	40 6.7%	21 2.9%	61 8.4%
⑤その他	0 0.0%	0 0.0%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.2%	1 4.8%	3 2.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.2%	2 3.4%	10 1.7%	6 0.8%	16 2.2%
無回答	0 0.0%	1 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	1 0.1%
全回答	61 100.0%	39 100.0%	49 100.0%	6 100.0%	2 100.0%	46 100.0%	21 100.0%	137 100.0%	20 100.0%	63 100.0%	3 100.0%	90 100.0%	58 100.0%	595 100.0%	134 18.4%	729 100.0%

入所時の説明（全施設）

- ①説明を行い、利用者と家族の理解を得られている
- ②説明を行っているが、理解が得られない場合がある
- ③身体拘束が必要になった場合のみ説明している
- ④説明していない
- ⑤その他
- 無回答



入所時に身体拘束の廃止について説明している施設は約7割となっている。

「4. 説明を行っていない」理由

- ・身体拘束を行わないため。
- ・基本的に身体拘束を行うということが無いため、家族に転倒のリスクが高いことを理解、説明は行っているが、身体拘束に関する説明は行っていない。
- ・身体拘束は行わない。入居時に心身状況を調査したうえでケアについて、家族やケアマネジャーと情報共有し、対応方法を検討し対応している。

「5. その他」の具体的な内容

- ・身体拘束を行っていない旨の説明を行っている。
- ・当施設では身体拘束は行っておりません。仮に必要な場合は主治医、ご家族様にご相談させていただきます。とお申し込み時点でお話しさせて頂いている。
- ・入所時に身体拘束は一切行ってない為、転倒や転落、誤嚥、誤飲等のリスクがある事を説明している。
- ・個室の利用が難しい場合は職員目の届範囲にいていただく（ホール、座敷等）。
- ・入居契約時に重要事項説明書等で当施設は身体拘束をしないことを説明している。内容として「身体拘束はしないが、他入居者の生命や施設の財産等に危害を及ぼす場合には退去していただく」旨の説明です。
- ・転倒防止についての説明するときとそれとなく話しをしているが、直接「身体拘束」という言葉は用いていない。
- ・身体拘束を必要とするような対象者（利用者）がいない。仮に、利用するにあたり身体拘束を行うことを利用者（家族）が望んでもその理由等を聞き、必要なことなのか判断を行う。身体拘束に対する協議を行い、身体拘束を行わない方向で利用の受け入れをしていくこととしている。

## ■身体拘束の廃止に関する意見

### 【今後の方針・取組等】

・身体拘束は行わない、という意識を職員に持ち続けていただく為、勉強会等は定期的を開催するべきと考えています。

・施設全体で安易に身体拘束を選択しない姿勢が大切。

・薬の内容を検討したり、ケアの内容を検討することで廃止できると考える。

・身体拘束は行わない、という意識を職員に持ち続けていただく為、勉強会等は定期的を開催するべきと考えています。

・身体拘束自体はどの事業所も廃止したいと考えてはいると思う。

しかし、必ずこの話しが出てくるときに課題になってくるのが【人員】という問題だと思う。「人が足りない」という話は必ず出てくる。

ただ、本当にどの事業所も人員不足かというところではないはず。決められた人員を確保しなければ、減算の対象にもなるし、事業の継続すら怪しくなる。

何が問題かというところ、適切な認知症の知識が不足していることと、施設と家族間の関係性が希薄化しているものと思われる。

身体拘束を行っている事業所の多くは、【独り歩き（徘徊）】←（あくまで例）などの認知症高齢者特有のBPSDや中核症状に振り回され、そういった行為自体のみに目を向け、行動要因・心理要因を考えようとしなない。一人一人が「なぜ、そういった行動をとるのか」考える必要がある。

また家族関係においては、施設におけるリスクをきちんと説明することが重要。その中には、身体拘束を行うことでご利用者様に及ぼす弊害もきちんと説明し、そのうえで施設では身体拘束は実施しないことを伝える必要がある。

身体拘束を実施しないと日常生活において様々な危険は存在すること、認知症高齢者ならなおさら転倒などの危険は存在する。そのことをきちんと家族に説明し、理解を得ることが大切。だからと言って「転倒することはしょうがない」ではない。プロとしてももちろん日常のリスクは最小限に抑える努力は必要である。

ただ、人としての尊厳を保ちながらある程度起こりえる危険も承知の上で生活を送ってもらうか、尊厳は捨て拘束をすることで目に見える事故を減らす生活を送ってもらうか、考えれば一目瞭然である。

それで家族様がご納得いただけないのであれば施設として受け入れを検討する必要がある。

・身体拘束廃止宣言は行ってないし、行う予定もない。何故なら宣言するようなものではなく、あたりまえのことだからです。

ですので身体拘束廃止の研修についても、身体拘束の基本については研修を行うが、全く身体拘束をおこなっていないため、

身体拘束ではなく虐待としての研修を行うことが多い。

・身体拘束は、精神的な拘束でもある為、行動の制限がなされない取り組みを継続していきたいと考えております。

・スピーチロックを何気なく言うてしまう事があり、はっとすることがあります。今後も勉強会などで意識向上に努めていきたいです。

・身体拘束は、精神的な拘束でもある為、行動の制限がなされない取り組みを継続していきたいと考えております。

・身体拘束を行う実態があるから、このような調査がいつまでも続くのです。介護の人手不足であれば、利用人数を調整することも必要だと思う。身体拘束廃止は、その利用者の気持ちになることや関わる全ての人が、しっかりと理解を深めることが大事だと思う

### 【現状や課題等】

・考え方や捉え方で、身体拘束に当てはまる場合と当てはまらない場合がある。（グレーゾーン）

・新型コロナに罹患した利用者様が認知症だった場合、自室内にとどまってもらうために身体拘束が必要な場合があると思う。

・転倒骨折し、手術・リハビリを経て施設へ戻られた利用者があった。その際ご家族から「また、自分で動いて骨折事故を起こすと施設にも迷惑をかけるので、病院と同じように必要であれば身体拘束を行ってください」という要望があり、退院時から10/9～10/15までの7日間、ベッドを柵で囲う拘束を行ったが、職員が工夫し居室のレイアウト等を変更し中止した事例がある。

・福祉施設では、身体拘束禁止が当たり前のことで拘束を限定的や行わない方法を日々考え努力している。しかし、経鼻経管栄養の方などは管を抜去され受診すると「なんで抜かれる」「今度抜かれたら入れない」等病院に言われる。身体拘束について病院の理解も欲しいと感じるところがある。

・入所時に身体拘束を行わないことを充分に説明しているつもりだが、チューブ類の自己抜去を繰り返したり、ベッドから降りる等が頻回な利用者の場合、ご家族の中には拘束を希望する方がいて、ご理解いただく為に苦慮する事がある。

・当該調査に関しては、振り返りの機会になること、専門委員会での意識喚起に活用させていただいております。

・身体拘束が禁止である事を十分に理解したうえで、重症の認知症（指示や声掛けが全く理解困難であり昼夜問わず大声を一日中出し続ける、また食堂のテーブルやイスひっくり返す等）、危険認識困難（ベッド柵を飛び越える、また下肢筋力低下にて立ち上がり、立位困難にも関わらず立ち上がる等）な方々の受け入れが多くなっている現実であり対応ができない。

・身体拘束を行っている事を事前調査時にお話するとその時点で受け入れ拒否する施設が増えていく。

どの施設も身体拘束廃止の中でその時間や手間や手順。そして減算。受け入れたくない事は理解出来ますが、その方々は今後どこへ……。受け入れた施設だけが大変な思いをしている。他施設において身体拘束ゼロは……。受け入れなければゼロ……。理解出来る。

本来介護保険は利用者の選択が最優先であるが行きたい施設にもいけない現実……。

・介護離職数が増え、新たに職員を補充できない状況です。常に見守りが必要な方への対応が難しい状況になっています。

・新型コロナウイルス感染症の発生により、研修会が中止となっております。各自自己研修にとどまっております。

・いわゆる、スピーチロックについての線引きが難しいと思う。

・当施設では、身体拘束を行わない努力をしてきました。説明や寄り添い、傾聴、自由に過ごしていただく等対応しておりますが、利用者様の認知症が進み、かなり難しくなっています。また、職員の高齢化も要の一つと考えます。

・どうしても3点柵が必要です。ベッドからの転等怪我が心配です。低床ベッドもしくはベッド廃止なのか……



・どこまでが身体拘束になるのか？という考え方が個々によって違うこと。例、ベッドに縛るは身体拘束とりかいて  
きる、ベッドを柵で覆う（降りられないようにする）は身体拘束になるのか？ベッド上では自由に体を動かすことが  
できるためどちらになるのか？という疑問が職員からあります。

・身体拘束は廃止すべきだと思いますが、私の勤める老人ホームには対象者はいませんが、拘束をしないと事故やケ  
ガが起る。

・国や自治体が出す方針が、廃止やゼロにばかりフォーカスされているとずっと感じている。本人の安全性確保や、  
現場での有用性や負担増にフォーカスした方針を出せないものか。人としての尊厳を守るというものの、職員の負担  
増を鑑みない方針では、扱いがイーンではなく盲目的と感じる。また、身体拘束が検討される御方が、施設に入所  
する多くの場合は病院からの入居であるが、入院先ですべて身体拘束をしていたにも関わらず、病院よりも職員体制  
が不十分であろう高齢者施設にばかり身体拘束廃止を求めるから、話がおかしくなる。本気で身体拘束廃止を唱える  
なら、入院先から廃止できるよう整備すべきでは？

身体拘束している方でも、「緊急三要件を満たし、かつ主治医の指示、ご家族・本人の同意があるなら入居受け入れ  
します」とお伝えすると、多くの退院支援担当者は喜び。矛盾だらけです。

・利用者の生命にかかわる処遇に関しては、身体拘束を行っても実施しなければならない場合が存在することがある  
ことを理解していただきたい。

・医療機関では拘束をしているのに、介護業界のみ拘束廃止を掲げているのはおかしい話。医療と介護が足並みそろ  
えて取り組まなければ完全廃止にはならないと思う。

そもそも、拘束を少なくすることは可能だと思うが、完全廃止は無理な話だと思う。

・当施設はサ高住なので、今までの身体拘束の事例といえば、転落防止のサイドレールの使用が2事例ほどであ  
った。家族から希望される事例もあり、安全確保と人権尊重とを同時にすすめることは難しいと日々感じる。身体拘束  
廃止の研修年2回行っているが、毎年同じような内容ばかりになってしまっている。何度も繰り返し学ぶことに意義  
があると思うが、研修内容に苦慮しているのも事実です。

#### 【必要な支援・要望等】

・日本国内の身体拘束解除事例を概要でもいいのでお示ししていただきたいです。

・身体拘束ゼロへの手引き2001.3の更新版作成があればお知らせください。また、更新されていない場合は、更新  
が必要ではないでしょうか。

・身体拘束に関する事例検討会、発表会をコロナが治まったのちに企画して欲しい。

・身体拘束廃止適正化委員会が義務付けされているが、3ヶ月に1回以上の開催、年2回の研修に関して、取り組み  
に望ましい結果がでている場合の委員会開催回数の緩和をするべきである。はっきり言って無駄な時間を減らした  
い。身体拘束、行動制限で開催の内容がなくなり、ちょっとした不適切につながる関わりや言葉遣い、接遇が委員会  
や勉強の内容となっており、通常の研修やキャリアパスやスキル向上の取り組みと重複している。また、開催回数や  
研修会を求めるのであれば、身体拘束廃止加算を設けるべきである。